

事務連絡  
平成24年7月17日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

### 自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について

民生委員・児童委員に関する事務については、日頃より多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、民生委員・児童委員については、地域における多様な生活課題の顕在化により、近年ますます期待される役割が大きくなっているところではありますが、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があるところです。

当課では、「民生委員に対する個人情報の提供等に関する調査について」（平成22年9月10日社援地発0910第4号社会・援護局地域福祉課長通知）による各市区町村における民生委員に対する個人情報の提供状況等について調査を行い、その中でも積極的に個人情報を提供している市区町の好事例を別添のとおりとりまとめましたので、適宜活用をお願い致します。

### 別添 自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集

- 参考1 平成22年度民生委員に対する個人情報の提供状況調査結果
- 参考2 「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付厚生労働省関係課長連名通知）
- 参考3 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日社援地発0511第1号社会・援護局地域福祉課長通知）
- 参考4 消費者庁「よくわかる個人情報保護のしくみ<<改訂版>>」（抜粋）

#### 【担当】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
ボランティア係  
電話 03-5253-1111（内線2859）

自治体から民生委員・児童委員への  
個人情報の提供に関する事例集

平成24年7月

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

## 目次

1. 事例集の作成にあたって（地域福祉課長あいさつ）	2
2. 長野県民生委員活動と個人情報の取扱いに関する ガイドライン	3
3. 事例 1：大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）	7
4. 事例 2：東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）	13
5. 事例 3：岩手県釜石市（行政からの提供情報及び提供方法を一覧化）	18
6. 事例 4：島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）	21
7. 事例 5：福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）	23
8. 事例 6：愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）	25
9. 事例 7：兵庫県たつの市（民生委員からの個別問合せに随時対応）	27

### <事例選定の考え方>

民生委員は、特別職の地方公務員であり、民生委員法第 15 条に守秘義務が規定されているため、市町村は本人同意なしに民生委員に個人情報を提供することが可能である。

本事例集の事例は、平成 22 年 9 月に実施した「市町村の民生委員への個人情報の提供等に関する調査」（各都道府県 3 ヶ所の市町村を抽出したサンプル調査）結果を踏まえ、その中から「民生委員へ個人情報を積極的に提供している市町村」を 20 ヶ所抽出した。さらに、その中から「必要に応じ、本人同意なしに民生委員へ個人情報を提供している市町村」を本事例集の事例として選定した。

参考 1	平成 22 年度民生委員に対する個人情報の提供状況調査結果	29
参考 2	「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成 19 年 8 月 10 日付厚生労働省関係課長連名通知）	37
参考 3	「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日社援地発 0511 第 1 号社会・援護局地域福祉課長通知）	56
参考 4	消費者庁「よくわかる個人情報保護のしくみ<<改訂版>>」（抜粋）	93

## 事例集の作成にあたって

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 矢田宏人

この度、「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」を作成することとなりました。この事例集は、市町村が民生委員に対して個人情報を提供する際に、情報提供を迷ったり躊躇することがないように、情報提供の適切な方法について提供するものです。

民生委員は、特別職の地方公務員とされ、民生委員法第15条には「守秘義務」が規定されています。一方で、個人情報保護法を所管している消費者庁では、「民生委員に個人情報が提供されない事例があること」を、過剰反応事例として紹介しています。

本事例集を作成する背景としては、以下のような点があります。

- (1) 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員への期待も高まっている。
- (2) 民生委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員に適切に提供されていないとの声がある。
- (3) 平成22年度に全国の市町村にサンプル調査を行った結果、民生委員へ個人情報を提供していない市町村があった。

以上のような背景から、事例集を作成することとしたところです。  
また、本事例集は、以下のような点を考慮して作成されています。

- (1) 平成22年度にサンプル調査として実施した「自治体から民生委員への個人情報の提供等に関する調査」の結果に基づいて、いくつかの優良事例を取り上げている。
- (2) 上記調査以外にも先進的な取り組みをしている市町村を取り上げている。
- (3) 都道府県で自治体から民生委員への個人情報の提供についてガイドラインを作成している自治体を取り上げている。

このような趣旨をご理解の上、市町村から民生委員・児童委員のみなさまに、必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待しております。引き続き地域福祉の推進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。事例集作成にあたってのご挨拶といたします。

# 民生委員活動と個人情報の取扱いに関する ガイドライン

## 1. 長野県の民生委員概要（平成 24 年 4 月 1 日現在）

長野県の人口は、213 万 4,738 人。全 77 市町村（19 市 23 町 35 村）。

長野県の民生委員・児童委員の委嘱者数は 5,240 人。

## 2. ガイドラインの目的

個人情報保護法の施行以来、行政から民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）に対する情報提供がされなくなり、民生委員の活動がやりづらくなったという声が多く聞かれます。

そのため、市町村から民生委員への情報提供を促進し、民生委員の情報管理の適正化を図れるよう、情報共有の目安を定めることで、民生委員活動を円滑に進めることを目的とします。

このガイドラインの性質は、市町村及び民生委員が個人情報を扱う際の目安となるもので、これをもとに地域の実情に応じ、話し合いのうえ了解できるルールを作成することが望まれます。

## 3. 民生委員と守秘義務

民生委員は、民生委員法第 15 条により、守秘義務があります。つまり、民生委員は、職務上知りえた情報を漏らさない義務があります。民生委員は、特別職の地方公務員とされており、公的な立場にあるという自覚が必要です。

## 4. 市町村から民生委員に対する情報提供

### ① 民生委員と市町村など関係機関との連携の必要性

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことです。そのため、関係機関との情報共有を進めていく必要があります。特に、市町村が保有する情報は、民生委員活動のための重要な基礎データとなります。民生委員活動には、住民に対して支援を行う関係機関との連携が不可欠です。

## ② 安否確認等の円滑な実施と民生委員の役割

国は、要援護者の情報共有や安否確認等が円滑にされるよう、県に対して、市町村への周知と民生委員への指導を依頼しています。市町村では、国の通知の趣旨を理解し、要援護者の情報共有に努めることが求められます。

## ③ 提供することが望ましい情報

市町村から民生委員に具体的にどのような情報を提供するかは、民生委員の要望に基づき、地域の実情に応じて判断していくことが必要です。

参考として、民生委員から要望の多い項目は以下のとおりです（県民生委員協議会が、各単位民生児童委員協議会会長に対して実施した調査による（H23. 2. 1現在））。

### ○情報の種類

- ・ 要援護高齢者に関する情報
- ・ 災害時要援護者に関する情報
- ・ ひとり暮らし高齢者に関する情報
- ・ 障害者に関する情報
- ・ 要援護者に関する施設入退所、転入・転出に関する情報

### ○情報の項目

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 緊急連絡先
- ・ 家族構成
- ・ 福祉サービス利用状況

要援護高齢者、災害時要援護者の定義は、市町村により違いがあるかと思いますが、支援を必要としている人の名簿が求められているということができません。その中には、ひとり暮らし高齢者、障害者が含まれている場合も多いでしょう。障害者については、具体的な支援には、専門性を要するため等級まで提供するかは判断を要します。乳幼児については、市町村により支援方法に違いがありますが、保健師等関係者との役割分担・連携を含め、民生委員に求める役割に応じた情報提供が必要です。

## 5. 個人情報保護条例との関係

### ○個人情報保護条例の原則…本人の同意が必要

#### a) 個人情報の収集

市町村保有情報を民生委員に提供するには、収集の際に予め本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡潔な方法です。収集の際、民生委員を含む関係者・機関への情報提供を明示しておけば問題ありません。

民生委員活動に必要な情報を他部署で扱っている場合は、民生委員担当課から該当する担当課に対して、上記のような依頼をし、市町村全体として取り組んでいく必要があります。

#### b) 個人情報の提供

既に収集してある情報を目的外利用、第三者提供する場合は、原則、本人の同意を取る必要があります。

同意の取り方は、必ずしも書面による必要はありません。個別に口頭で同意を得ることも可能です。その場合は、トラブル防止のため、複数の立会で行う、記録を残すといった方法が有効です。

また、回覧等により書面で一齐に通知し、名簿からの除外希望者に手を上げてもらうやり方も考えられます。ただし、プライバシーの度合いの強い情報は、このようなやり方には馴染まないと言えます。同意の確認に関しては、利用目的、項目、手段・方法、本人の求めに応じ提供禁止する旨等を記載するとよいでしょう。

### ○条例に例外規定を設けて対応…本人の同意は不要

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から関係者の間で要援護者に関する情報共有をすることが必要です。

原則として、上記のように、要援護者から同意を得ることが必要ですが、同意を得ない方法として、関係機関共有方式というものがあります。これは、個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、本人の同意なしに関係機関の間で情報を共有できるというものです。

## 6. 民生委員の情報収集

### ① 民生委員の情報収集の必要性

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助を行うとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことです。そのため、住民から直接聞き取りをし、どのような支援が必要な状態かを把握しておく必要があります。

## ② 情報収集の留意点

民生委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、個人情報への配慮は、住民との信頼関係を築くためにも大切です。住民からの情報収集に対しては、情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する必要があります。

## ③ 本人同意の取り方

民生委員が収集した個人情報を市町村など関係機関に提供するには、予め本人同意が必要です。

同意を取るには、包括的同意という方法があります。これは、支援活動という目的の範囲内で、予め想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への最小限の個人情報提供について、支援開始段階で了承を得ておくというものです。当初想定していなかった利用をする必要が出てきたときは、改めて本人の同意を取る手続きが必要となります。

このようなルールを理解したうえで情報収集することが大切ですが、何より、誠意を持って丁寧な説明を行うことで、不信感や不安感を払拭し、信頼関係を築くことが、余計なトラブルを防止し、よりよい支援にもつながります。

## 7. 民生委員の情報管理

民生委員は、市町村や住民から情報を提供してもらうためにも、情報管理をしっかりとし、信頼関係を築く必要があります。

～情報管理の留意点～

○提供を受けた名簿、福祉票など個人情報は

- ①複写はしない
- ②持ち歩かない
- ③自宅での保管場所を決めておく
- ④市町村等から提供された名簿は返却する
- ⑤援助等が不要となった情報は破棄する



## 事例 1 中津市から民生委員への個人情報提供方法

大分県中津市福祉部社会福祉課

### 1. 中津市の民生委員概要（平成 24 年 4 月 1 日現在）

大分県中津市は、人口 8 万 5,647 人、高齢化率 25.7%である。民生委員・児童委員は、全体で 231 人、内、主任児童委員が 22 人である。

### 2. 民生委員への期待

- 地域における身近な相談窓口として、住民と福祉関係機関・行政との橋渡しを行うこと。
- 行政が把握しきれない「サービスに結びついていない住民」の掘り起しやサービス利用までは必要なくとも「緊急の際には支援が必要な住民」の状況把握をし、必要に応じて支援すること。
- 上記の活動から地域住民のことをよく把握しているため、地域福祉活動の推進役・担い手となること。
- 気軽に相談ができ、頼れる存在であることで、住民の暮らしの安心につながる。

### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○訪問する際に事前情報として知っているとは以下のとおり。

担当地区内の要援護者となり得る住民の

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・自治区
- ・障がいの種別・程度
- ・介護度
- ・世帯構成（世帯員氏名、性別、生年月日、続柄）

- 経済状況や利用しているサービスについては、必要に応じて民生委員が訪問調査や関係機関からの聞き取りにより確認。民生委員が必要に応じて本人の意思を確認し、同意を得る。

#### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 本人同意なしに定期的に、行政が保有する情報をまとめた担当地区内の対象者一覧表を提供する。(異動があった対象者がわかるようにしたもの)
- 年に1回、担当地区の対象者の一覧名簿を作成し、紙媒体で提供
- 情報提供同意者については随時、対象者についての情報を提供(別紙①参照)
- 民生委員からの個別の問い合わせに対応  
※民生委員によって取り扱いを変えることはありません。

#### 5. 個人情報保護条例との関係

(個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

- 民生委員に提供する個人情報の対象者、内容等について、定めている。
- 中津市個人情報保護条例に基づき、中津市情報公開・個人情報審査会に、提供する個人情報の範囲、提供先、利用目的について諮り、この内容に基づいて提供している。

中津市個人情報保護条例第10条第1項(5)

前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、目的外利用等を行うことにつき公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

#### 6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

- 自治体で民生委員が保有する個人情報の管理方法等自治体として規定したものはないが、民生委員協議会が定めている取扱方法に準じている。(別紙②参照)

#### 7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

- 単位民生委員協議会会長会で適宜説明をしたり、一斉改選時には単位民協定例会などで資料を配布し、引き継ぎに合わせて研修を行うなどしている。

## 災害時要援護者台帳登録及び 個人情報の提供に関する同意書

私は、中津市災害時要援護者避難支援計画及び中津市個人情報保護条例の規定に基づき、中津市及び社会福祉法人 社会福祉協議会が保有する災害時要援護者台帳に登録することに同意します。

また、防災及び災害時の支援を目的に、社会福祉法人 中津市社会福祉協議会、担当地区民生委員及び地域自主防災組織等支援を行う者に対して、中津市が収集した情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日

住所：
氏名： <span style="float: right;">⑩</span> (来庁した方または代筆した方の氏名： )
電話番号：
生年月日：

中津市長 あて

注 この同意書をもとに、担当地区民生委員が訪問を行うことがあります。

備考欄

障害福祉係・介護認定係・高齢者福祉係・福祉推進係  
三光支所・本耶馬溪支所・耶馬溪支所・山国支所

## 中津市民生委員児童委員連合協議会

## 「福祉台帳（災害時要支援者台帳）」整備に関する基本的な考え方

平成18年11月

**【目的】**

「福祉台帳（災害時要支援者台帳）」整備を実施する目的は、次のとおりです。

- ①合併後の中津市民児協として、福祉台帳の統一
- ②一斉改選時の引継ぎを効率的に統一した内容で行う  
\*平成19年12月
- ③災害に備え、要支援者の把握と個人情報取り扱いのための同意書の追加  
\*民生委員と対象者の信頼関係を優先し、担当民生委員の判断で同意を得る。

**（1）「福祉票」「福祉台帳」「災害時要支援者台帳」とは？**

「福祉票」・・・担当地域の個人や世帯からの相談内容や具体的支援状況を記したものの。

「福祉台帳」・・・担当地域の個人や世帯の基本状況を把握するためのもの。

「災害時要支援者台帳」・・・災害時に地域住民の安否確認、被災後の地域支援のために役立つもので、対象となる一人暮らし高齢者、障がい者、高齢者夫婦世帯など、事前に了解を頂き災害時にこの台帳をもとに各関係に情報提供を行い、対象の方を早期に支援するために必要とされる。また、何時起こるかわからない災害に備えて、各地域の組織、ボランティア、消防、行政、社協など関係機関とのネットワークを構築する必要があり、そのためにもこの台帳が重要となる。

**（2）民生委員児童委員と福祉台帳**

## 《民生委員児童委員活動における記録》

民生委員児童委員は、児童、高齢者、障害者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など個人や世帯の生活支援活動に取り組んでいます。

これらの活動を効果的にすすめるために、日々の活動を記録する活動記録の他に担当地域の個人や世帯の状況を把握するための世帯票や福祉台帳があり、具体的に支援状況を記録する福祉票があります。

## 《厳格な取扱いと内容の検討の必要性》

これらの様式については、昭和49年11月に全国民生委員児童委員協議会が、その考え方や作成上の留意点等を示されておりますが、現在では個人情報の取り扱いなど社会的関心も高まり、改めて厳格性が求められています。

## 《地域の実情に合った台帳作成》

全国民生委員児童委員協議会が示す「基本的な考え方」の中では、担当地域の個人や世帯の支援のために情報の有効な活用がなされるように示されたもので、情報提供のルールや様式等は、地域の実情に応じたものを検討し、より使いやすいものを作成することが必要である。

### (3) 「個人情報」と「秘密保持」

民生委員児童委員は、対象となる様々な個人や世帯の細かい状況を「知る」ことになります。よって、知り得た情報（個人の秘密＝プライバシー）に属するものが多く含まれており、民生委員法第15条に規されている「守秘義務の遵守」は勿論のこと情報は、細心の注意をはらい扱わなければならない。

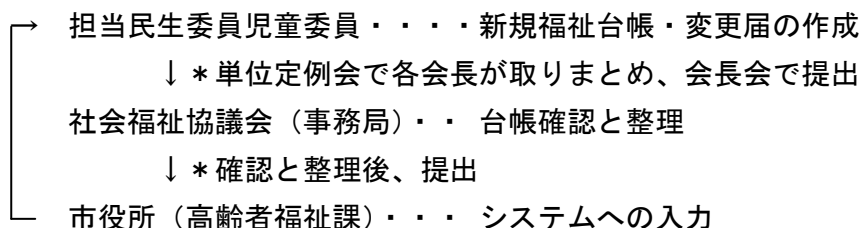
また、個人情報の取り扱いの中で逆に返せば、秘密を守ることが対象の個人や世帯との信頼関係を築く基盤となることも言えます。

### (4) 福祉台帳の作成について

- ①福祉台帳は個人や世帯の問題把握や状況を調査することを目的としていない。
- ②福祉台帳を作成する際は、その個人や世帯に目的を的確に伝え作成する。
- ③福祉台帳が必要なくなったものについては、廃棄処分を厳重に行う。
- ④福祉台帳を作成する際に、その個人や世帯が拒否された場合は、強要をしない。
- ⑤福祉台帳の内容を的確なものにするため、内容に「うわさ」や「伝聞」を記載しないこと。また、事項の中で記載を拒否する部分がある場合も同様とする。

### (5) 福祉台帳の保管とその引き継ぎ

- ①福祉台帳には、個人や世帯のプライバシーに関する事項が多く含まれるため、その保管は確実・慎重に行うこと。
- ②安易に持ち歩いたり、紛失しないように留意すること。
- ③民生委員児童委員の一斉改選などは、後任者へ確実に引き継ぎを行うこと。また、その個人や世帯が市内での移動の場合も同様に転入先の担当民生委員児童委員へ確実に引き継ぎを行うこと。
- ④保管の手順は、次のとおりとする。



## (6) 取り扱いの留意事項

全民児連が進める「災害時一人も見逃さない運動」、地域住民同士の見守り活動やネットワーク活動などを進める際、要支援者に関わる多くの支援先から個人や世帯の状況について情報提供を求められることがあります。求められた時は、次の点を留意するとともに決して福祉台帳そのものは公表しないでください。

### 《情報提供のあり方》

情報提供のあり方については、社協や行政と検討を行い、必要に応じて関係機関・団体等と協議をして、その可否を決定する。

### 《情報提供先への秘密保持の徹底》

情報提供先に対しては、提供内容についての秘密保持を徹底すること。

### 《個人や世帯の不利益とならないよう留意するとともに、了解を得る》

民生委員・児童委員が支援を行っている個人や世帯についての秘密の保持は、厳格に守るとともに、一般的な情報の提供は行わないこととする。

しかし、その個人や世帯の支援を目的とした必要な情報提供については、その情報がどのような目的で提供されるものなのかを、あらかじめその個人や世帯に説明し、了解を得ることで、その個人や世帯の不利益とならない必要最低限の情報は提供できる。

また、その個人や世帯にその目的を説明して了解を得ることが出来ず、拒否された場合には、決して強要をしないこと。

ただし、個人の生命や身体を守るため、緊急かつやむを得ない必要な場合はこの限りでない。

## (7) その他

○新「福祉台帳」の使用開始年月日	平成19年4月1日
○新「福祉台帳」への移行期間	平成19年4月1日から9月30日
○各校区単位民児協への周知期間	平成18年12月から平成19年3月

\* 主任児童委員も同様に民生委員児童委員であるため、共同して取り組み、主に児童及び母子世帯・父子世帯の台帳整備を中心的に行う。

\* 旧帳票・旧福祉台帳等不要書類の処分が必要な場合は、市役所及び社協で回収

## 中野区民生委員・児童委員協議会

### 事例2 中野区から民生委員への個人情報の提供方法

東京都中野区地域支えあい推進室地域活動推進分野担当

#### 1. 中野区の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

東京都中野区は、人口31万人、高齢化率20%である。民生委員・児童委員は、全体で266人、内、主任児童委員が25人である。

#### 2. 民生委員への期待

- 住民と行政（主に福祉）をつなぐ役割
- 住民の福祉相談を行政などに橋渡しする役割
- 地域の人と連携・協力して住みよいまちづくりの担い手となる役割

#### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

- 福祉を必要とする可能性のある方の情報（住所・氏名・年齢・性別を基本情報とする）
- 高齢者（世帯構成、介護度などを追加）
- 障がい者（世帯構成、障がい等級、部位、種別を追加）
- 妊産婦、乳幼児、養育困難者
- 低所得者（生活保護世帯）

#### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 高齢者情報を一覧名簿にして、民生委員の担当地区のみの情報を提供している。提供した情報は、「一人暮らし等高齢者調査（別添参照）」の基礎資料として活用される。
- 生活保護世帯情報をカードにして民生委員の担当地区のみの情報を提供している。毎年6月に、単位民児協ごとにケースワーカーと懇談会を開催し、情報の整理を行っている。民生委員は生活保護世帯と積極的には関わらないが、民生委員自身が他の情報と関連付け、地域活動に活用している。

## 5. 個人情報保護条例との関係

(個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

○民生委員には、民生委員法による守秘義務が課せられており、本人同意は必要ないと考えている。

## 6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

○家庭内でも家族の目に触れないよう、一定の場所に保管し、外部への持ち出し・複写作成の禁止などを指導している。

## 7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○研修会として独立した事はしていないが、協議会（事務連絡会）で、年に数回、個人情報の取扱いについて注意喚起を繰り返している。

## 8. その他

中野区は、「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例（平成23年中野区条例第19号）」を制定し、地域の様々な団体と連携して、高齢者・障害者を主な対象者として見守り活動を行っている。その条例に基づき「地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取扱いに関する協定書」を民生児童委員協議会と取り交わし、改めて情報提供とその取扱いについて定めている。この協定では従来の高齢者情報に加え、情報提供を希望する障害者の情報も含まれている。

※ 民生委員は守秘義務が課せられているので、改めて条例に規定するまでもなく情報提供をすることは可能といえるが、当条例においては民生委員の他に地縁団体や警察署、消防署への情報提供についても規定され、地域団体への情報提供に係る取り決めが包括的に整理されたといえる。



## 一人暮らし等高齢者調査 概要

### 1. 事業の内容

70歳以上の単身世帯者、75歳以上の者のみで構成されている世帯を、年一回民生委員が訪問している。世帯状況や健康状態、家事全般の自立度などについて調査を行い、状況によっては地域包括支援センターに引継ぎ、必要な支援を行っている。75歳以上の者のみの世帯は平成21年度から対象とした。訪問時には高齢者の希望により緊急連絡カード※の作成も行う。

#### ※緊急連絡カード

緊急の場合、救護措置をスムーズに行い万一の事故に対して万全を図るため、昭和54年4月から、希望する高齢者宅に高齢者の状況や緊急連絡先を記載したカードを備えている。カードは、民生委員と区も共有している。

平成23年度にはカードを冷蔵庫ボトル保管に統一し、全件差し替え作業を行った。

### 2. 事業の実績

- ①対象者数(70歳以上単身世帯者)10,123人(平成23年5月1日現在住民基本台帳上70歳以上の単身世帯者のうち、区の事前調査で単身と判断された者)  
70歳以上単身世帯者数 6,968人(同居者がいないなど実質上の単身高齢者)
- ②対象者数(75歳以上のみ世帯者) 3,107世帯(平成23年5月1日現在住民基本台帳上75歳以上のみで構成された世帯のうち、区の事前調査で高齢者のみ世帯と判断された世帯)  
75歳以上のみ世帯者数 2,352世帯(同居者がいないなど実質上の高齢者のみ世帯)
- ③緊急連絡カード設置数 4,847 件(平成 24 年2月 20 日現在)

## 地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取扱いに関する協定書（案）

中野区地域支えあい活動の推進に関する条例（平成 23 年中野区条例第 19 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する支えあい活動（以下「本事業」という。）の実施に当たり、中野区（以下「甲」という。）が、中野区民生児童委員協議会（以下「乙」という。）に、条例第 7 条の規定による情報の提供を行うため、以下のとおり必要事項を定める。

### （目的）

第 1 条 この協定は、甲が、条例第 7 条の規定により提供する名簿の対象者の範囲、提供時期及び名簿に関する乙の管理・利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （提供する名簿）

第 2 条 甲より乙に提供する名簿は、以下のとおりとする。  
見守り対象者名簿……民生・児童委員担当区域ごとに 1 部

### （提供する名簿の対象者の範囲）

第 3 条 前条の規定により提供する名簿の対象者は、条例第 7 条第 1 項に規定する者で、民生・児童委員の担当する区域に居住する者とする。  
2 条例第 7 条第 1 項第 3 号から同項第 5 号に規定する者については、条例第 9 条に定める同意をした者とする。

### （提供する情報）

第 4 条 甲が提供する情報は、条例第 7 条第 3 項に規定する情報とする。  
2 甲は、前項の情報を紙の名簿として提供する。

### （提供する時期）

第 5 条 甲は、乙に提供した名簿を毎年更新する。  
2 前項の更新の際に、乙は所持する名簿を甲に返還する。

### （名簿の適正な管理）

第 6 条 乙は、名簿の授受、搬送、処理、保管その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、毀損等を防止するため、適正な管理に努めなければならない。

(名簿の携行の禁止)

第7条 乙は、本事業を行う上で名簿を携行してはならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第8条 乙は、名簿を本事業の目的以外に利用してはならない。

(個人情報の第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、名簿を第三者に提供してはならない。

(名簿の複写の禁止)

第10条 乙は、名簿を複写又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、ただちに甲に報告するものとする。

(本協定に違反した場合の措置)

第12条 乙が、本協定に違反した場合、甲は、必要に応じて名簿の提供を停止できるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区長 田 中 大 輔

乙 中野区民生児童委員協議会  
会 長 伊 東 良 昭

## 事例3 釜石市から民生委員への個人情報の提供方法

岩手県釜石市保健福祉部地域福祉課

### 1. 釜石市の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

岩手県釜石市は、人口37,570人、高齢化率33.5%である。民生委員・児童委員は、全体で147人、内、主任児童委員が16人である。

### 2. 民生委員への期待

- 支援が必要な人と支援窓口とのパイプ役
- 地域の見守り役
- 地域の相談役

### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

- 担当地区内の住民世帯状況（住所、氏名、性別、生年月日、続柄、世帯番号）、生活保護の有無、障がいの有無、介護度、災害時の要援護者及び援護者情報、等

### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 原則として、本人の同意なしに必要な情報を提供している。
- 住民世帯状況については、世帯票を配布している。
- 上記以外の内容については、提供した名簿等の紛失を防止するため、閲覧または口頭による伝達としている。
- 生活保護については、開始及び廃止について生保担当者が個別に民生委員に連絡しているほか、年に1回、生保担当者が名簿を持参し、各地区定例会に出向いて情報提供を行っている。
- 障がい区分、要介護度等については、民生委員が閲覧できる名簿を各地区生活応援センターに配置している。

※詳細については、別紙「民生委員に対して提供する行政情報」のとおり

5. 個人情報保護条例との関係

○特に定めていない。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

○閲覧等で入手した情報は、世帯票に書き写して管理することとしている。

○世帯票の管理については、個人情報が流出することのないよう注意を喚起している。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○平成 22 年度からこれまでに 2～3 回(地区により異なる)、定例会の席上で、別紙「民生・児童委員への行政情報の提供について」を配付するとともに守秘義務についての注意喚起を行った。

### 民生委員に対して提供する行政情報

提供する行政情報	提供方法	提供時期	所管課
生活保護世帯受給者名簿	名簿の閲覧	毎年5月の各地区民協	地域福祉課
生活保護世帯に関する個別情報 (支援を依頼する場合)	電話等による口頭	必要に応じて随時	
生活保護世帯に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼のあった都度 (必要と認められる場合のみ。)	
生活保護世帯異動情報	電話等による口頭	異動のあった都度	
生活保護申請者に関する情報 (支援を依頼する場合)	電話等による口頭	必要に応じて随時	
身体障がい者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年5月更新 ※各地区応援センターに常備	
精神障がい者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年5月更新 ※各地区応援センターに常備	
知的障がい者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年5月更新 ※各地区応援センターに常備	
上記障がい者の世帯に関する個別情報 (支援を依頼する場合)	電話等による口頭	必要に応じて随時	
上記障がい者の世帯に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼のあった都度 (必要と認められる場合のみ。)	
要保護児童の世帯に関する個別情報 (支援を依頼する場合)	・会議上における提供 ・電話等による口頭	必要に応じて随時	こども課
要介護認定者一覧名簿 緊急通報装置利用者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年1月更新 ※各地区応援センターに常備	高齢介護福祉課
高齢者に関する個別情報 (支援を依頼する場合)	電話等による口頭	必要に応じて随時	
高齢者に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼のあった都度 (必要と認められる場合のみ。)	
介護保険の利用状況に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼があった都度	
その他の情報(保健福祉部以外 が所管する情報を含む。)	・資料の閲覧 ・電話等による口頭	提供依頼があった都度	地域福祉課

○上記以外の情報については、民生・児童委員活動を行う上で必要な情報なのかどうか判断基準となります。

## 松江市民生委員・児童委員協議会

### 事例4 松江市から民生委員への個人情報の提供方法

島根県松江市健康福祉部保健福祉課

#### 1. 松江市の民生委員概要（平成24年3月31日現在）

島根県松江市は、島根県の県庁所在地であり、人口20万7千人、高齢化率25.26%である。民生委員・児童委員は、全体で500人、内、主任児童委員が59人である。

#### 2. 民生委員への期待

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心とした
  - ・生活状況の把握
  - ・見守り・声かけ活動
  - ・関係機関の紹介
  - ・関係機関への連絡・状況報告
- 行政、公民館、町内会・自治会、福祉推進員等との情報の共有と一体的な支援

#### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

- 支援を必要とする人の情報（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等）
- フォーマルサービス、インフォーマルサービス等の支援内容情報

#### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 行政側からの情報提供には一定の限度があるので、地区支援者会議等での情報交換
- 本人同意を得ないものも含め、一覧名簿にして該当部分のみ提供している。
  - ・要支援者一覧（担当民生委員児童委員別）
  - ・一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯一覧（地区別）

5. 個人情報保護条例との関係

(個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

- 個人情報保護条例に基づき、必要最小限の情報としている。
- 災害時の要支援者情報については、本人の同意に基づき、日常生活に必要な生活用具・医薬品、避難所生活で配慮する事項、かかりつけ医療機関等の情報を提供している。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

- 特に定めてはいないが、情報提供する際に取り扱いについて説明をしている。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

- 新任の民生委員児童委員に対し研修会を実施している。



## 福井県永平寺町民生委員・児童委員協議会

### 事例5 永平寺町から民生委員への個人情報提供方法

福井県永平寺町福祉保健課

#### 1. 永平寺町の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

福井県永平寺町は、人口2万人、高齢化率26%である。民生委員・児童委員は、全体で53人、内、主任児童委員が4人である。

#### 2. 民生委員への期待

○親子・兄弟間はもちろん、地域での人間関係も希薄化し社会で孤立する人が増加傾向にある。このような現状の中、民生委員には孤立化している人、課題を抱える人を発見し、まずは声かけ、そして相談相手となり適切な支援に繋げることを期待している。

#### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○高齢者世帯、ひとり世帯、障害者、災害時要援護者等、児童虐待等の情報、  
家族状況、連絡先、年齢など  
※必要に応じて同意を得ずに提供している場合もある。

#### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

<理想>

○情報提供をする側が、安心して提供できるよう書面にて承諾をいただくことが一番良いと思うが、高齢者等から書面をいただくことは厳しいこともあるので、口頭でも良いから、同意を得ることは大切であると考えている。

○実際には、内容にもよるが、民生委員から個別に問い合わせがあった場合に提供している。住基台帳に関する場合は、年度初めに担当課から民生委員の台帳閲覧申請を提出している。

5. 個人情報保護条例との関係

(個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

○特に定めていない。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

○特に定めていない。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○自治体で民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修は、特別に研修は実施していないが、委員には、集会時に守秘義務について話をしている。

## 事例6 松山市から民生委員への個人情報の提供方法

愛媛県松山市生活福祉総務課

### 1. 松山市の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

愛媛県松山市は、愛媛県の県庁所在地であり、人口51万4千人、高齢化率22.4%である。民生委員・児童委員は、全体で975人、内、主任児童委員が85人である。

### 2. 民生委員への期待

○地域住民と行政の仲介役や、行政からの情報提供。

### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○担当地域内の社会的弱者に関する情報。

- ・ 高齢者単身世帯
- ・ 高齢者のみ世帯
- ・ 高齢者がいる世帯
- ・ 障害者単身世帯
- ・ 障害者のみ世帯
- ・ 障害者がいる世帯
- ・ ひとり親世帯
- ・ 共働き世帯
- ・ 福祉サービス利用世帯
- ・ 生活保護受給世帯
- ・ 単身世帯
- ・ 成人式用20歳情報

等、上記の情報提供同様に原則所定の手続きを行い提供している。

#### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 行政が把握している要援護者等の名簿を、直接提供する方法。
- 原則として、本人同意を必要としていない。

#### 5. 個人情報保護条例との関係

(個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

- 一覧名簿にして、民生委員の担当地区のみの情報を提供している。

#### 6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

- 民生委員には守秘義務があるため、特に定めていない。
- 個人情報の配布時等に注意喚起を行う。

#### 7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

- 市としては特に行っていない。

## 兵庫県たつの市民生委員児童委員連合会

### 事例7 たつの市から民生委員への個人情報の提供方法

兵庫県たつの市健康福祉部地域福祉課

#### 1. たつの市の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

兵庫県たつの市は、人口8万725人、高齢化率24.06%である。民生委員・児童委員は、全体で170人、内、主任児童委員が10人である。

#### 2. 民生委員への期待

○要援護者など社会的弱者の見守り活動など安否確認と社会的孤立・孤独を未然に防げるよう行政への情報提供

#### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○一人暮らし高齢者・高齢者夫婦・寝たきり高齢者（介護度3以上）・身体障害者第1種（下肢不自由・体幹障害・視覚障害・聴覚障害）・生活保護受給者・母子、父子家庭

※必要に応じて本人同意なしに情報提供している場合もある。

#### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

○本市の場合は、災害時要援護者支援マニュアルを作成するに当たり、市の個人情報保護条例に基づき個人情報保護審査会に諮り情報を提供した。

#### 5. 個人情報保護条例との関係

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

○災害時要援護者マニュアルの支援対象者一覧表と支援個票

○民生委員から個別に問い合わせがあった場合に提供している。

## 6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

- 災害時要援護者マニュアルの支援対象者一覧表と支援個票については、個人情報保護審査会に諮り情報を提供した。
- 民生委員から個別に問い合わせがあった場合については、民生委員法の守秘義務に基づき提供している。
- 管理方法については、別段定めていないが、取り扱う情報から厳重に管理してもらうようお願いしている。

## 7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

- 自治体で民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修は、定例会などで随時実施している。

# 民生委員に対する個人情報提供状況等について

## 【調査の概要】

○調査対象：各都道府県ごとに、①30万人以上市、②30万人未満市、③町村から各1か所を抽出

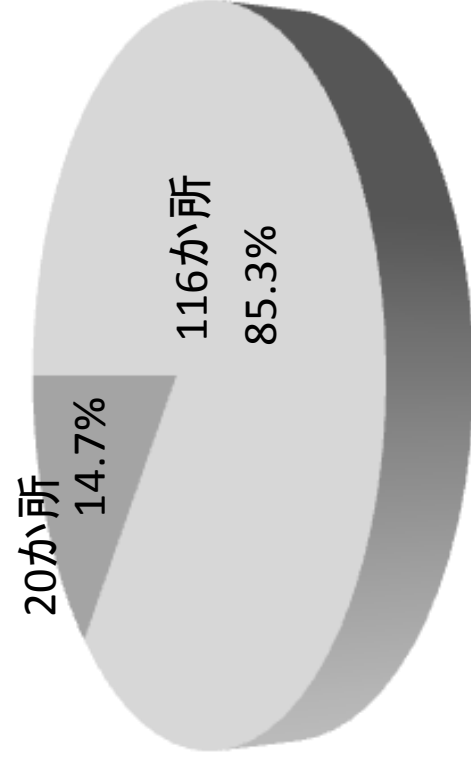
※30万人以上の市がない都道府県にあっては管内で最も人口の多い市を選定

○回答数：136市町(回収率96.5%)

○調査時点：平成22年9月1日現在

- 民生委員に対して何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。
- 町村に比べ、市の方が個人情報の提供に積極的である。

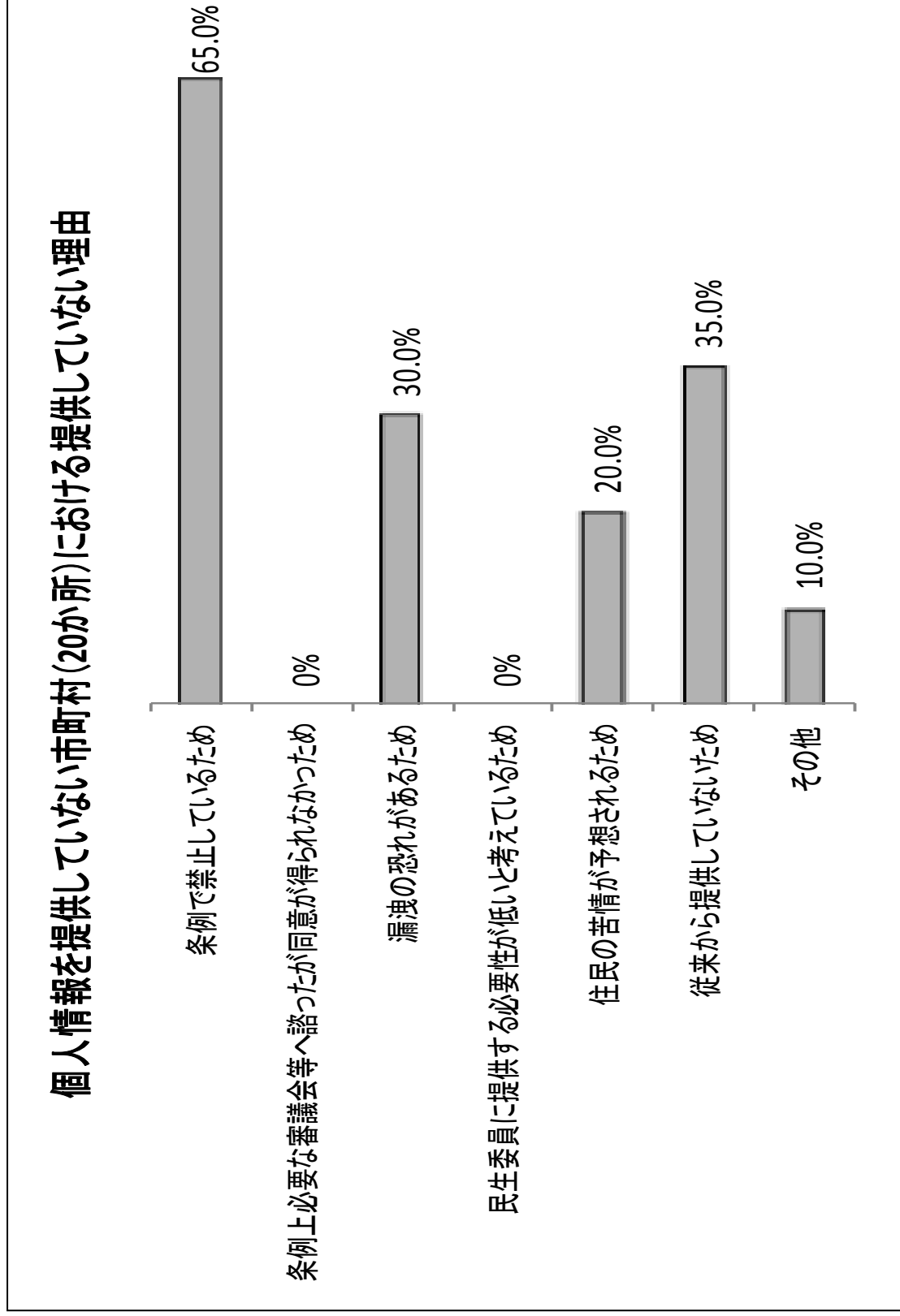
## 【市町村における民生委員に対する個人情報の提供状況】



(規模別市町村数)

	提供している		提供していない	
①人口30万人以上市	41	93.2%	3	6.8%
②人口30万人未満市	41	87.2%	6	12.8%
③町村	34	75.6%	11	24.4%
合計	116	85.3%	20	14.7%

# 民生委員に対して個人情報を提供しない理由



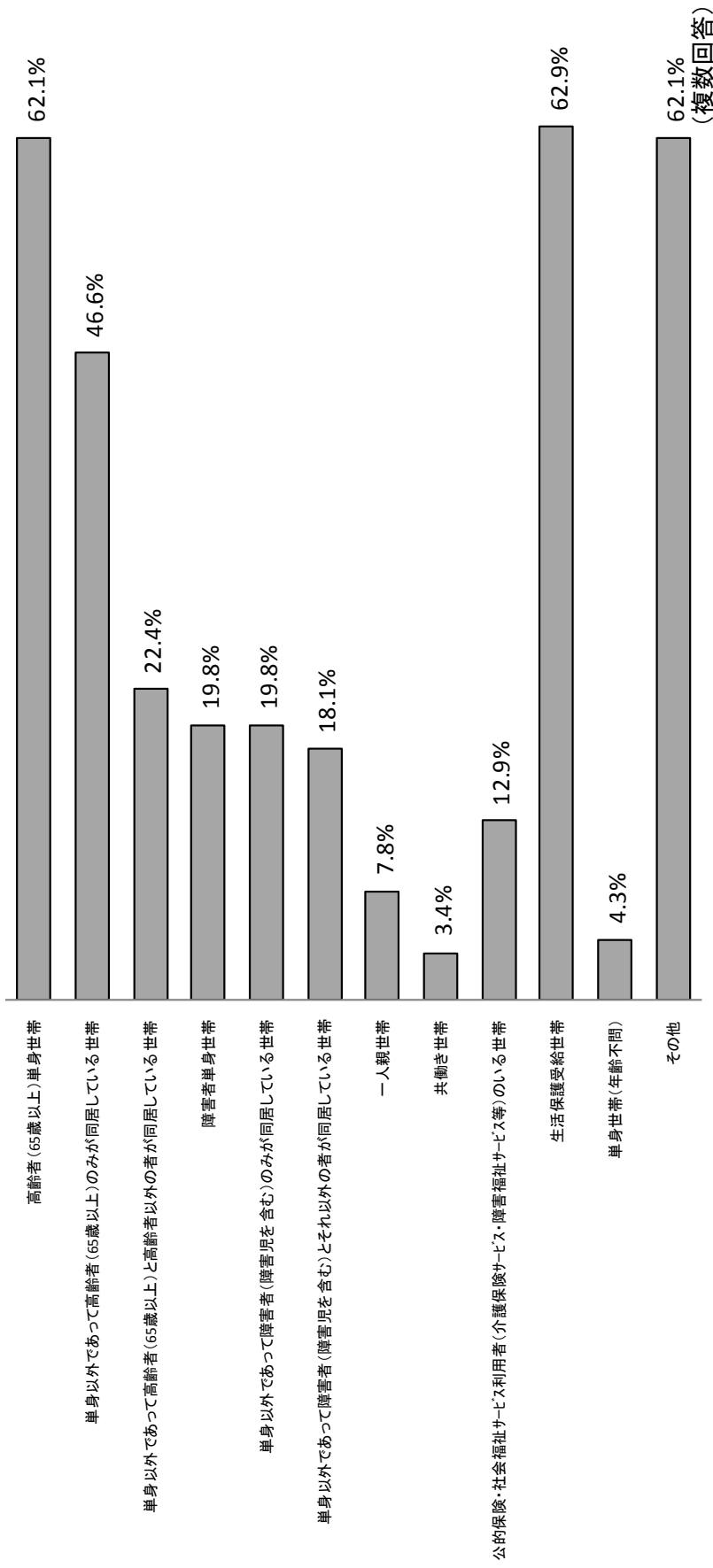
(複数回答)



# 民生委員に対して提供している個人情報内容①

- 情報提供している市町村の中で、「生活保護受給世帯」の情報は62.9%、「高齢者(65歳以上)単身世帯」の情報は62.1%、「単身以外であって高齢者(65歳以上)のみが同居している世帯」の情報は46.6%の市町村が提供している。
- 「その他」には、災害時要援護者の他、高齢者を75歳以上等に限定しているもの、障害の程度や要介護度が重い者に限定しているもの等があった。

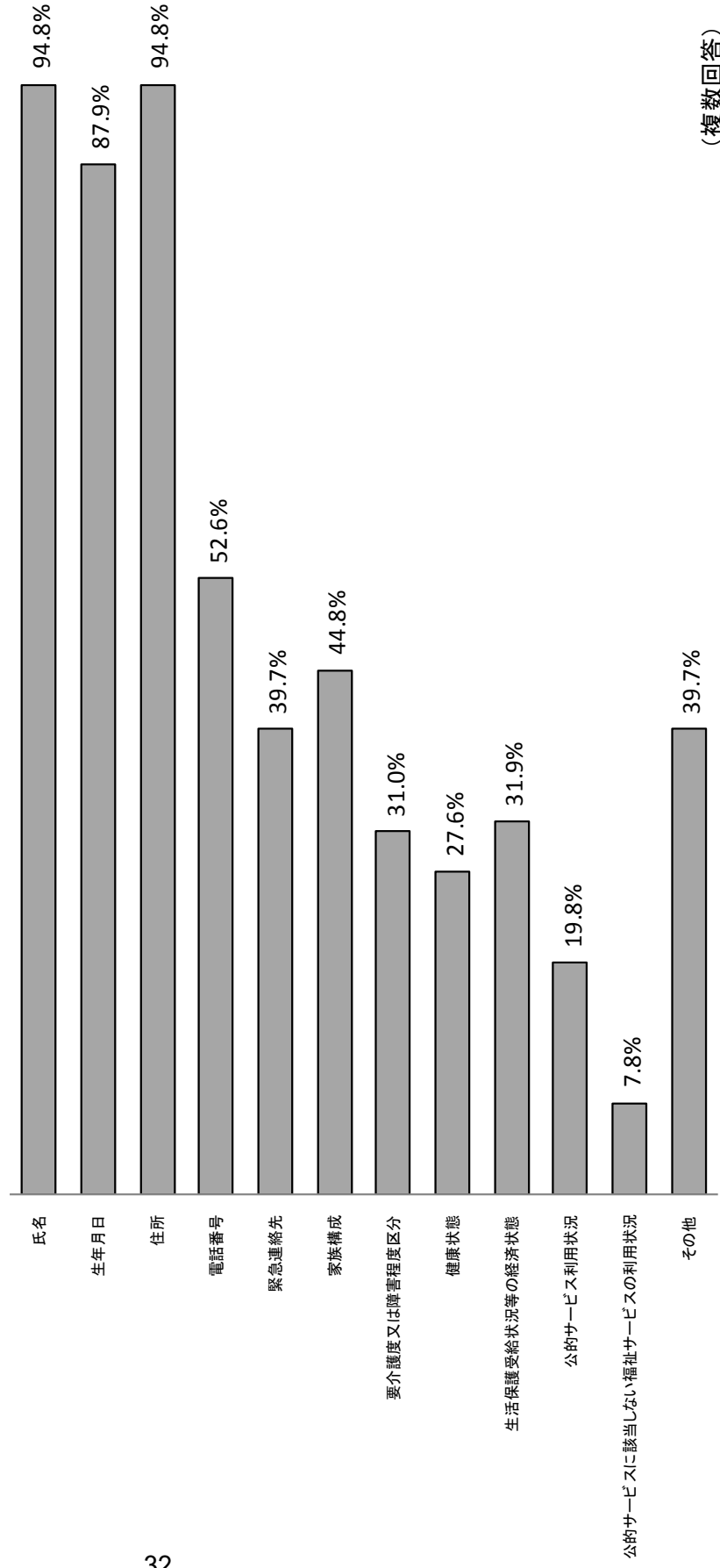
個人情報を提供している市町村(116か所)における提供している内容



## 民生委員に対して提供している個人情報の内容②

- 情報提供している市町村にあつては、氏名・生年月日・住所は、8割以上の市町村が提供している。
- 一般的に民生委員の活動に必要と考えられる「要介護度又は障害程度区分」、「健康状態」、「生活保護受給状況等の経済状態」等の個人情報を提供している市町村は、約3割であった。
- 「その他」には、世帯主名、居住環境、支援者名、職業、学校名等があった。

個人情報を提供している市町村(116か所)における提供している内容



(複数回答)

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

民生委員に対する個人情報の提供等に関する調査について

民生委員に関する事務については、一斉改選事務を始め、日頃よりご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、民生委員については、いわゆる所在不明高齢者問題への対応など地域福祉の推進に当たり重要な役割を担っていただいているところですが、近年、個人情報保護意識の高まり等により、住民の生活状態の把握が困難になってきているとの声があるところです。

このため、今般、各市区町村における民生委員に対する個人情報の提供状況等について把握するため、別添の調査を行うこととしましたので、ご協力をお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、管内の

- ①人口30万人以上の市又は特別区（管内にない場合は最も人口の多い市）
- ②人口30万人未満の市又は特別区
- ③町村

のそれぞれの区分について1か所、計3か所を選定していただき、9月15日までに別添の調査票（Excel形式のファイル）を当該市区町村にお送りいただきたいと思います（調査の回答は市区町村から直接回収いたしますので集計等の作業はございません。）。

なお、調査対象市区町村が決まりましたら、大変お手数ですが、9月15日までに下記アドレスまで対象市区町村名のご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、集計結果は、10月中に公表する予定ですが、公表に当たっては個別の都道府県及び市区町村の名前を出すことは考えておりませんので、念のため申し添えます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課ボランティア係

担当 松山、伊藤

電話 03-5253-1111（内線2859）

メール [anshinseikatu@mhlw.go.jp](mailto:anshinseikatu@mhlw.go.jp)

## 民生委員に対する個人情報の提供等に関する調査について

### (調査票)

民生委員に関する事務については、一斉改選事務を始め、日頃よりご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、民生委員については、いわゆる所在不明高齢者問題への対応など地域福祉の推進に当たり重要な役割を担っていただいているところですが、近年、個人情報保護意識の高まり等により、住民の生活状態の把握が困難になってきているとの声があるところです。

このため、今般、各市区町村における民生委員に対する個人情報の提供状況等について把握するため、別添のサンプル調査を行うこととしましたので、ご協力をお願いいたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、別紙の調査票（Excel 形式のファイル）にご記入の上、9月30日（木）までに、以下のメールアドレスまでご送付いただきたいと思っております。

また、集計結果は、10月中に公表する予定ですが、公表に当たっては個別の都道府県及び市区町村の名前を出すことは考えておりませんので、念のため申し添えます。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課ボランティア係

担当 松山、伊藤

電話 03-5253-1111（内線2859）

メール [anshinseikatu@mhlw.go.jp](mailto:anshinseikatu@mhlw.go.jp)

## 民生委員に対する個人情報の提供等に関する調査（調査票）

都道府県名		担当者名	
市区町村名		電話番号	

平成22年9月1日現在の状況を教えてください。（回答は太線の枠内にご記入ください。）

※なお、本調査でいう「個人情報」とは、各市町村が収集して保有している個人情報とします。

1 民生委員に対する個人情報の提供状況について、該当する項目の左の欄に「1」を記入してください。

(1) 民生委員に対して住民の個人情報を提供していますか。

	①提供している。（→1の(2)は回答不要です。）
	②提供していない。（→1の(3)(4)は回答不要です。）

(2) 民生委員に対して個人情報を提供していないのはなぜでしょうか。（複数回答可）

	①条例で禁止しているため。
	②条例上必要な審議会等へ諮ったが同意が得られなかったため。
	③個人情報の漏洩の恐れがあるため。
	④民生委員に提供する必要性が低いと考えているため。
	⑤住民の苦情が予想されるため。
	⑥従来から提供していないため。
	⑦その他 (具体的に)

(3) 民生委員に対して提供している個人情報は次のどのような世帯の情報ですか。また（本人の同意を得ずに提供している場合は右の欄にも「1」を記入してください。）（複数回答可）

情報を提供されている	本人同意を得ている	
		①高齢者単身世帯
		②単身以外であって高齢者のみが同居している世帯
		③単身以外であって高齢者と高齢者以外の者が同居している世帯
		④障害者単身世帯
		⑤単身以外であって障害者（障害児を含む）のみが同居している世帯
		⑥単身以外であって障害者（障害児を含む）とそれ以外の者が同居している世帯
		⑦一人親世帯
		⑧共働き世帯
		⑨公的保険・社会福祉サービス利用者（介護保険サービス・障害福祉サービス等）のいる世帯
		⑩生活保護受給世帯
		⑪単身世帯（年齢不問）
		⑫その他 (具体的に)

※「高齢者」とは65歳以上の者をいう。

(4) 民生委員に対して提供している個人情報はどうな事項ですか。(本人の同意を得ずに提供している場合は右の欄にも「1」を記入してください。)(複数回答可)

情報を提供されている	本人同意を得ていない		
		①氏名	
		②生年月日	
		③住所	
		④電話番号	
		⑤緊急連絡先	
		⑥家族構成	
		⑦要介護度又は障害程度区分	
		⑧健康状態	
		⑨生活保護受給状況等の経済状態	
		⑩公的サービス利用状況	(具体的に)
		⑪公的サービスに該当しない福祉サービスの利用状況	(具体的に)
		⑫その他	(具体的に)

2 貴市区町村の個人情報保護に関する施策について、以下の設問にお答えください。

(1) 民生委員の個人情報の提供に関して、現在検討中のものがあれば記載してください。

(具体的に)

(2) 貴市区町村の個人情報保護条例について添付して送付してください。

◆以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。

雇児総発第08100003号  
雇児育発第08100001号  
社援総発第08100001号  
社援地発第08100001号  
障企発第08100002号  
老総発第08100001号  
平成19年8月10日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

厚生労働省社会・援護局総務課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局総務課長

## 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について

市町村においては、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、災害時における要援護者の避難支援対策として、高齢者や障害者などの災害による避難時に支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、迅速に安否確認を行い、誰がどの避難所等に避難するかを定め、必要な支援を的確に実施できる体制を構築することが求められている。

しかしながら、今回の新潟県中越沖地震においては、「災害時要援護者の避難対策について」（平成18年3月28日府政防第233号、消防災第110号、社援発第0328001号連名通知）により示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」にある要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があったところである。

災害時において要援護者支援を迅速かつ的確に行うには、日頃から高齢者や障害者など特に援助が必要となる者が地域のどこにどのように暮らしているのかを適切に把握するとともに、災害等の緊急時にも対応できるよう、日頃から民生委員児童委員等の関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要であり、市町村においては、こうした取組みを推進することにより、災害に強い福祉のまちづくりをめざすことが求められている。

このような考えのもと、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について、次のような取組みを早急に実施することが必要である。指定都市・中核市においては、災害時における要援護者の支援活動を迅速かつ適切に実施できる体制を構築するとともに、都道府県においては、管内各市町村に周知されるとともに、民生委員児童委員への指導方願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

### 1. 要援護者の把握について

災害時に迅速かつ的確に要援護者の避難支援を行うためには、日頃から、要援護者の把握を適切に行っていることが重要であるが、要援護者として想定される高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の情報については、市町村の福祉関係部局において、以下のような方法等により、漏れのない情報把握に努めること。

- ・ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ・ 障害者の情報に関しては、障害程度区分情報等により把握する



- ・ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する

なお、行政のみでは把握することが困難な情報（例えば、日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報）については、民生委員児童委員等へ依頼することにより、その把握に努めること。また、地域においては、民生委員児童委員、市町村社会福祉協議会、町内会等により日常的な見守り活動等が行われており、この活動の中から、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障害者、子育て家庭など、災害時に安否確認が必要な者等のリストやマップ等が整備されている例もあることから、見守り活動等の実施者とも連携し、その把握に努めること。

## 2. 要援護者情報の共有について

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から、防災関係部局と連携して、要援護者情報を自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有しておくことが重要であるが、その際、個人情報保護への配慮から 以下の点に留意しつつ、関係機関との要援護者情報の共有を図られたい。（別添 1 の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び「災害時要援護者対策の進め方について」参照）

### （1）要援護者情報の共有方式について

#### ① 手上げ方式及び同意方式について

要援護者本人の同意を得た上で、個人情報を他の関係機関と共有することは、個人情報保護法制上の問題は生じないことから、以下の方法により、要援護者に係る情報を収集し、関係機関との共有化を図ることが考えられる。

- ・ 要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式（手上げ方式）
- ・ 防災関係部局、福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式（同意方式）

なお、手上げ方式については、要援護者本人の自発的な意志にゆだねているため、十分に情報収集できないとの指摘があり、また、同意方式についても、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であるとの指摘がなされていることに留意が必要である。

#### ② 関係機関共有方式

一方、要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有することが考えられる（関係機関共有方式）。

個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例として、以下の例があげられるが、これらの規定に基づく要援護者の情報の共有は可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について、積極的な取り組みを行うこと。

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

#### (2) 要援護者情報を受ける者の守秘義務の確保について

要援護者情報の提供先となる関係者について、民生委員児童委員等法律や条例等で職務上の守秘義務が課せられている者を除いて一般的に守秘義務が課せられていない。

このため、市町村は、住民の要援護者情報の共有に関する理解や信頼を深めるためにも、要援護者情報を行政外の関係機関等と共有する際に、提供を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。そのため、個人情報保護条例に守秘義務を盛り込むことや要援護者名簿の取扱い上の留意点等を示した誓約書等を作成し、要援護者名簿の提供を受ける者と取り交わすなど、適切な措置を講じられたい。

#### (3) 民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。

### 3. 要援護者支援について

#### (1) 平常時における支援

現在、民生委員児童委員は、日常的に見守り活動や相談・支援活動等を通して、担当する地域の住民の情報を把握しているが、特に要援護者の状況の日常的な把握は、災害等の緊急時に必要不可欠な情報であることから、引き続き、見守り活動や相談・支援活動等に積極的に取り組み、情報の把握に努めること。

各市町村の福祉関係部局においては、1及び2で述べたとおり、こうした情報を適時適切に把握し、こうした情報については、要援護者情報を受ける側の守秘義務について必要な担保措置を講じた上で、要援護者の支援に活用できるよう、情報の共有を図ること。

その際、要援護者の安否確認等の報告を受ける市町村の連絡担当者を明確にするとともに、要援護者の状況を担当の民生委員児童委員に速やかに確認できるようにするための連絡体制を構築し、民生委員児童委員を通じて要援護者の情報が市町村に集約されるような体制づくりを行うこと。

なお、地域においては、市町村社会福祉協議会や市町村長の委嘱を受けて地域福祉活動等を行ういわゆる福祉委員等により、日常的な見守り活動や安否確認等が行われている地域もあるので、市町村の福祉関係部局においては、こうして把握した情報についても、情報の集約や共有化に努めること。

## (2) 災害時における支援

市町村の福祉関係部局においては、発災後、民生委員児童委員が担当する要援護者の安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築すること。

その際の具体的な取組例は以下のとおりである。なお、当該自治体では、もれなく確実に要援護者の安否確認を行うため、発災後、単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）が民生委員児童委員の被災状況を確認し、民生委員児童委員が被災している場合や連絡が取れない場合には代替の者が安否確認を行うことができる体制を構築している。こうした取組も参考にしつつ、市町村は、要援護者の安否確認が確実に実施される仕組みを早急に整備願いたい。

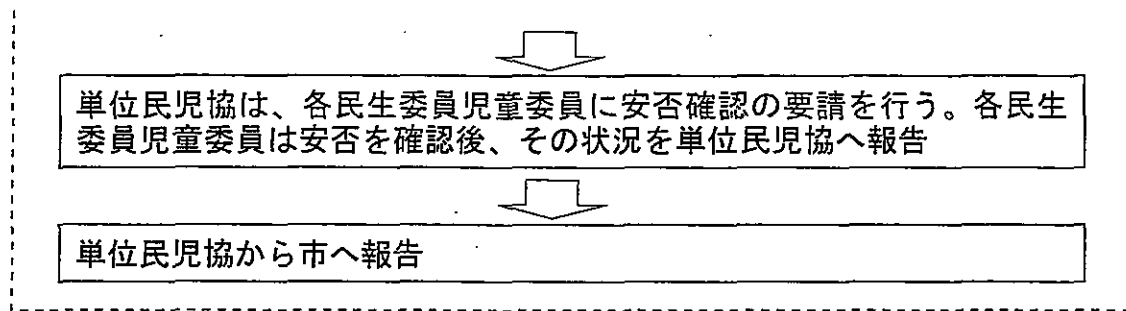
なお、安否確認を行う中で、緊急に避難等を要する場合も想定されることから、災害時に連絡すべき担当者についても周知しておくこと。

### <ある市における災害時の要援護者の確認の流れ>（例）

平常時から要援護者の名簿を作成し、民生委員児童委員に名簿を配布



発災に伴い、市から単位民児協へ要援護者の安否確認依頼



#### 4. 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえた災害時要援護者の避難対策について

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえた災害時要援護者の避難対策に関しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドラインの改訂について」（平成18年3月28日雇児総発第0328001号、社援総発第0328001号、障企発第0328001号、老総発第0328002号連名通知）において、防災関係部局と連携した要援護者の情報収集・共有と避難支援プランの作成の推進について通知しているところである。

また、要援護者対策の取組にあたっての進め方や有効と考えられる事例については、「災害時要援護者対策の進め方について」（平成19年4月18日府政防第306号、消防災第167号、社援総発第0418001号連名通知）において通知しているところである。市町村の福祉関係部局におかれては、引き続き、防災関係部局と連携し、「避難支援ガイドライン」に基づき、要援護者一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」の作成に努めていただきたい。

#### 5. 民生委員児童委員活動の支援について

民生委員児童委員は、昨年度より「災害時一人も見逃さない運動」を展開し、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者、子育て家庭等の要支援者に対して日常的な見守りと生活の支援を通し、万一の災害に備えて、いつでも避難時の支援体制が機能するよう、地域住民をはじめとする機関・団体との助け合いネットワークづくり等を行っているが、都道府県及び市町村は、都道府県民生委員児童委員協議会、市町村民生委員児童委員協議会さらには民生委員児童委員に対し、次の点に留意の上、活動を行うよう支援願いたい。

なお、国からも、別途、全国民生委員児童委員連合会に対し、依頼しているところである。

(1) 民生委員児童委員は、日常の信頼関係を築きながら、守秘義務を徹底し、孤立しがちな要援護者を把握し、必要な支援につなげていくことが民生委員児童委員活動の要である。

特に、災害時には、要援護者の安否確認と避難・救援のための情報把握が重要な課題であるので、日頃の見守り活動において、災害時に要援護者となる可能性のある人を把握するとともに、その要援護者が災害発生時にどのような状況に置かれるのか、どのような支援ニーズをもつことになるか把握・検討する。

(2) 災害時の被災者支援制度として、生活必需品の支給、災害見舞金の支給、緊急資金の貸付等の福祉関係制度についても把握する。

(3) 災害発生等緊急時の連絡が円滑に実施されるよう、単位民児協において、緊急連絡網や連絡体制を整備すること。また、民生委員児童委員自身が被災した場合も想定し、補完・代替についても検討する。

(4) 民生委員児童委員自身も、日頃より活動の協力・連携先である福祉関係部局や社会福祉協議会、自主防災組織等の緊急連絡先を把握する。

(5) 避難が落ち着いた後も、福祉関係部局と協力し、避難所における要援護者の把握を行うなど、支援が必要な者の把握に努めること。また、仮設住宅に入居後も継続的な見守り支援を実施し、生活変化の察知に努める。

## 6. 市町村地域福祉計画における要援護者支援方策の明記について

市町村地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号社会・援護局長通知）（以下「策定指針」という。）により実施されているところであるが、今後、当該計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等についても盛り込むこと。

なお、盛り込むべき具体的事項については、成案を得次第追って通知する。

### 地域福祉計画へ盛り込むべき内容（例）

- ① 要援護者の把握について
- ② 把握した要援護者情報の共有方法
- ③ 要援護者支援に関する事項（具体的な安否確認方法、連絡体制 等）

## 7. 地域福祉等推進特別支援事業の活用

平成19年度予算において創設した「地域福祉等推進特別支援事業」(別添2参照)を積極的に活用し、災害時の要援護者支援に向けた取組みを行うこと。追って追加協議の依頼を行う予定である。

**別添2 (略)**

## 別添 1

### 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)より抜粋

#### 2-1 要援護者情報の収集・共有方式

避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要援護者情報の収集・共有が不可欠である。現在、市町村を中心に、以下の三つの方式による取組が進められている。

##### (1) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

#### <個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例>

- ・ 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・ 「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・ 「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」 等

##### (2) 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

### (3) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい (2-2(2)②参照)。

## 2-2 要援護者情報の収集・共有へ向けた取組の進め方

### (1) 対象者の考え方

一般に、高齢者、障害者等については、避難支援が不要な者も相当数含まれている。また、ハザードマップの活用により、例えば風水害時に避難を要する者の特定も可能となる。そのため、要援護者情報の収集・共有に向けた取組を進めるに当たっては、対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要支援者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めること。

#### <対象者の考え方（範囲）の例>

現在の市町村の取組状況に関する次の①～③を参考に、対象者の範囲を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。

- ① 介護保険の要介護度：要介護3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。
- ② 障害程度：身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A等）の者を対象としている場合が多い。
- ③ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い。

### (2) 関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の方向性

#### ① 関係機関共有方式の積極的活用

市町村では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的なところも多くみられるが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ（第8条第2項第4号・参考条文を参照）、積極的に取り組むこと。



その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受け取る側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。

なお、同意を得ることが困難な要援護者については、例えば、災害時における保有情報の目的外利用・第三者提供を一切拒否していることや、特定の者・団体に対する情報提供を拒否していることについての登録制度を設けておくことも検討すること。

<参考>

個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、国民一人ひとりの利益となる活用方策について積極的に取り組んでいくことが重要となっている。

そのような観点から、内閣府の国民生活審議会・個人情報保護部会・部会長代理でもある藤原静雄筑波大学大学院教授は、福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用することや、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織等に提供することについて、要援護者との関係では、基本的に「明らかに本人の利益になるとき」である旨示されている。同時に、提供される側の守秘義務の仕組みを構築しておくべきである旨も示されている。

市町村は、このような趣旨を踏まえた上で、要援護者情報の避難支援のための目的外利用・第三者提供に関し、積極的に取り組むことが望まれている。

<参考条文> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、(中略)、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

## ② 関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の進め方

市町村は、要援護者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により対象とする要援護者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。

ただし、昔ながらの人のつながりによりあらかじめ十分な情報を有している場合や、福祉関係部局や民生委員等が利用目的の範囲内で保有情報を活用できる場合、対象者がそれほど多くない場合は、同意方式のみにより（手上げ方式との複合も含む。）取り組むことも効果的である。

いずれにしても、関係機関共有方式や同意方式を積極的に活用しつつ、市町村を中心に要援護者情報の収集・共有を図っていくことが重要である。

### <参考>

内閣府において、要援護者情報の収集・共有の取組を進めている市町村からヒアリングを行ったところ、次のような事例が報告された。市町村を中心とした取組を進めるに当たっては、これらの事例を参考としつつ進めることが重要である。

- ① 手上げ方式のみで進めている市町村では、登録希望者が対象者全体の1割程度にとどまっているところが多くみられた。
- ② 例えば高齢者（65歳以上）全てを対象に進めている市町村では、対象者が過剰なために手上げ方式のみとなり、対象者等への説明が十分になされていない傾向にあった。その上、支援を要しない者も対象となるため、情報収集・共有や避難支援プランの必要性が十分理解されず、結果的に策定状況が低調なところがみられた。
- ③ 対象者の範囲を介護保険の要介護3以上の居宅で生活する者等とし、民生委員等が戸別訪問するなどの同意方式で進めているところは、要援護者本人の理解も深まり、対象者全体の7～8割の者が同意する傾向にあった。

## 「災害時要援護者対策の進め方について」～避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例～（平成19年3月）より抜粋

### V 関係機関共有方式による要援護者情報の共有

#### 方針

##### (1) 個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用

関係機関共有方式を積極的に活用するため、個人情報保護法制について理解し、目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、行政内部及び行政外の関係機関等との要援護者情報の共有を行う。

##### (2) 行政内部における情報共有

要援護者情報を共有する部局とともに、要援護者情報の管理・更新方法について検討し、適切な情報共有を行う。

##### (3) 行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保

要援護者情報を自主防災組織等の行政外の関係機関等に提供する際に、要援護者名簿の利用及び保管に関して、関係者から誓約書の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

##### (4) 要援護者情報の活用方策の検討

避難支援プラン等を作成するにあたって、要援護者から同意が得られない場合にあっても、行政外の関係機関等に提供する要援護者名簿から除き、行政内部でのみ情報共有するなどにより、要援護者情報の活用を図る工夫を検討する。

#### 解説

##### (1) 個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用

###### 1) 個人情報保護法制に関する理解の促進

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、要援護者の名簿を作成し、平常時から、支援を行う防災関係部局と福祉関係部局や、自主防災組織、民生委員等と要援護者名簿を共有し、災害時に活用できるようにする必要がある。

要援護者情報の共有については、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3つの方式があるが、関係機関共有方式により対象者を特定・把握して優先的に進めることが望ましいとしている。

ガイドラインでは、関係機関共有方式の積極的活用について、以下のように述べている。

## <ガイドライン>

### ① 関係機関共有方式の積極的活用

市町村では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的なところも多くみられるが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ（第8条第2項第4号・参考条文を参照）、積極的に取り組むこと。

その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。

ガイドラインにあるとおり、福祉関係部局が保有する要援護者の個人情報を災害時の避難支援等目的外利用のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについては、消極的なところがみられる。

市町村が保有する個人情報の取扱は、市町村の自治事務として、個々の市町村が制定する条例の規定に基づき、市町村がその責任の下に解釈・運用を行うものであるが、<参考 個人情報保護法制の体系>や、「目的外利用・第三者提供が可能な規定の活用」を参考にし、基本的には、個人情報保護法制に抵触することなく、要援護者情報を目的外利用・第三者提供として、行政外の関係機関等へ提供することができることを理解し、このような理解に立った条例の運用や個人情報保護審議会への諮問等を行うことが望まれる。

なお、「個人情報保護に関する世論調査（内閣府政府広報室実施）」では、「防災、防犯のためであれば、積極的に個人情報を共有・活用すべき」、「防災、防犯のためであれば、必要最小限の範囲で個人情報を共有・活用すべき」が、全体の約9割を占めており、上記のような基本的な考え方については、多くの住民の理解が得られるという前提で取組を進めてよいと考えられる。

このことを考慮すると、市町村では、平常時から要援護者情報を行政内部はもとより、災害時に実際に避難支援に携わる関係機関等と共有し、災害時にはこれを活用して要援護者を支援できるような体制を整備することが重要であり、改めて積極的な取組が求められる。

#### <参考：個人情報保護法制の体系>

「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という）は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」（第1条）としており、基本理念など官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱のルールを規定している。

一方、地方公共団体等が保有する個人情報については、「地方公共団体は、そ

の保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」（個人情報保護法第11条第1項）と規定され、それぞれの市町村で制定した個人情報保護条例等により同様の措置を講じるよう努力義務が課されている。

したがって、市町村が保有する個人情報の取扱は、個人情報保護法の規定が直接適用されるのではなく、市町村の自治事務として、個々の市町村が制定する条例の規定に従うこととなり、要援護者情報の共有・提供の可否、提供先の範囲、提供する情報内容等は、市町村長など条例上の実施機関が（必要に応じて個人情報保護審議会の意見を聴いて）判断することになる。

また、市町村が条例の解釈・運用について参考となる法律は、公的部門の取扱いを定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、「行政機関個人情報保護法」）となる。

行政機関個人情報保護法では、個人情報の目的外利用・第三者提供について、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」（行政機関個人情報保護法第8条第2項4号）等が例外として認められている。

#### 1) 目的外利用・第三者提供が可能な規定の活用

##### ① 個人情報保護条例のどの規定を利用するか決定

市町村の個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例は様々であるが、ガイドラインでは大きく3つの例を取り上げている。

### <ガイドライン>

#### <個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例>

- ・ 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・ 「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・ 「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」 等

それぞれの規定の解釈や運用をどのように行うかは、もとより、当該市町村の判断に委ねられているが、個人情報保護法制の理念やガイドラインの趣旨を踏まえると、具体的には、次のような運用が可能であると考えられる。

#### 【明らかに本人の利益となる場合】

この規定が市町村の個人情報保護条例に記載されている場合、要援護者情報の提供は、基本的には「明らかに本人の利益になる」と考えられ、行政内部の他、自主防災組織、民生委員等といった行政外の関係機関等についても要援護者情報の共有が可能となるものと考えられる。

なお、この場合、誓約書の提出等により、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。

#### 【行政内部で利用する場合】

この規定が市町村の個人情報保護条例に記載されている場合、防災関係部局と福祉関係部局との要援護者情報の共有について、「相当の理由がある」と考えられる。

#### 【審議会で認められる場合】

この規定が市町村の個人情報保護条例に記載されている場合、個人情報保護審議会等に諮問する必要があるが、災害時要援護者対策を推進するためには、関係者における要援護者情報の共有が不可欠であること、また、共有する行政外の関係機関等の範囲を限定すること、さらには、要援護者情報を受ける側の守秘義務について必要な担保措置をとることなどを説明することにより、関係機関等での要援護者情報の共有についての了承がより得やすくなるものと考えられる。

#### ② 災害時に活用できる形式に整理する部局の決定

要援護者名簿は、福祉関係部局で別々の電算システムで管理されている「介護保険情報」、「障害者手帳情報」等の情報を集約した上で、要援護者名簿一覧を作成するための電算開発を行い、電算処理することにより作成される。

電算処理にあたっては、管理されている情報からどのような情報を抽出するか検討することが必要である。

また、要援護者名簿を印刷し、提供先に配布する作業が必要である。

これらの作業をどの部局が実施するか決定する必要がある。

#### ③ 個別計画作成にあたっての要援護者情報の収集

上記のような関係機関共有方式によって、市町村においては、対象とする要援護者の存在情報（住所や氏名等の基本的な情報）を関係者間で共有した上で、一人ひとりの避難支援プラン（個別計画）を策定する作業を進めることになるが、このためには、これに必要な要援護者個人のよりきめ細かな情報を収集する必要がある。この場面においては、要援護者本人の同意を得て、本人の理解の下に進めることが適切である。

### (2) 行政内部における情報共有

行政内部における情報共有で検討すべき事項は、要援護者情報を共有する部局、要援護者情報の管理・更新方法である。

特に、守秘義務の確保の観点から、情報の管理・更新方法については、共有する部局間で共通認識をもつことが必要である。

なお、行政内部における情報共有については、地方公務員法により、情報提供を受けた職員に対する守秘義務が担保されている。

① 要援護者情報を共有する部局の決定

要援護者情報を共有する部局は、災害時に要援護者の避難支援を担当する災害時要援護者支援班内部（防災関係部局、消防関係部局、福祉関係部局等）が一般的である。

② 要援護者情報の管理・更新方法の決定

護者情報の部内共有にあたり、要援護者情報が外部に漏洩などすることのないよう、管理方法や更新方法を決定する必要がある。

管理・更新方法に関する留意点としては、以下が挙げられる。

【要援護者情報の管理】

- ・ 電算処理を行うパソコンは、操作する担当者を決定し、指紋認証・暗号によるセキュリティをかける。
- ・ 要援護者情報を防災関係部局等に提供する際、電子データではなく、複写禁止用の用紙を使用するなど紙媒体で提供し、要援護者名簿の外部流出を防ぐ。
- ・ 要援護者名簿の管理については、管理責任者を定め名簿を施錠可能な金庫等に保管する。
- ・ 個人情報の保護と適正な取扱いに関する責任について決定する。（例として、情報の編集・加工や情報提供については、福祉関係部局の責任とし、提供された情報の保管・利用については提供先の部局の責任とすることが考えられる。）

【要援護者情報の更新】

- ・ 要援護者情報のデータ更新や要援護者名簿作成の期間を設定する（例：年1回）。
- ・ 要援護者名簿の更新時期に、新規の要援護者名簿を提供し、古い要援護者名簿は焼却するなど再利用できないようにする。

(3) 行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保

行政外の関係機関等との情報共有で検討すべき事項は、要援護者情報を共有する行政外の関係機関等の範囲、要援護者情報の管理・更新方法、要援護者情報を提供際の守秘義務の確保方法である。

① 要援護者情報を提供する行政外の関係機関等の決定

要援護者情報を共有する行政外の関係機関等の範囲は、地域状況も踏まえて災害時に要援護者を支援できる機関等を検討し決定する。具体的には、以下が挙げられる。

- ・ 自治会や町内会（提供先は自治会長や町内会長）
- ・ 自主防災組織（提供先は責任者）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員 等

## ② 要援護者情報の管理・更新方法の決定

要援護者情報の共有にあたり、要援護者情報が提供先以外に漏洩などすることのないよう、管理方法や更新方法を決定する必要がある。

要援護者情報の管理・更新方法に関する留意点としては、以下が挙げられる。

### 【要援護者情報の管理】

- ・ 要援護者名簿の管理責任者を決定するとともに、閲覧者を限定し、管理責任者・閲覧者を災害時要援護者支援班に届出させるようにする。
- ・ 要援護者名簿を提供する際、電子データではなく、複写禁止用の用紙を使用するなど紙媒体で提供し、要援護者名簿の外部流出を防ぐ。
- ・ 要援護者名簿の管理については、管理責任者を定め名簿を施錠可能な金庫等に保管させるようにする。
- ・ 要援護者名簿に関するメモ等はシュレッダーにかけるなど要援護者名簿の提供時に徹底する。

### 【要援護者情報の更新】

- ・ 要援護者情報のデータ更新や要援護者名簿作成の期間を設定する（例：年1回）。
- ・ 要援護者名簿の更新時期に、新規の要援護者名簿を提供し、古い要援護者名簿は焼却するなど再利用できないようにする。

## ③ 行政外の関係機関等に提供する際の守秘義務の確保方法の決定

要援護者情報の提供先となる関係者については、民生委員等法律や条例等で職務上の守秘義務が課せられている者を除いて一般的に守秘義務が課せられていない。

このため、市町村は、住民の要援護者情報の共有に関する理解や信頼を深めるためにも、要援護者情報を行政外の関係機関等と共有する際に、提供を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。

要援護者名簿を行政外の関係機関等に提供する際の守秘義務の確保方法について、ガイドラインでは、以下のように述べている。

### <ガイドライン>

その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者



情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。

守秘義務の確保については、市町村の条例の中には、「実施機関は、外部提供をする場合において、必要と認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする」という規定を置いているところがある。守秘義務の確保については、このような規定も活用することが考えられる。

条例の中に、このような規定がない市町村にあつては、個人情報保護条例に守秘義務を盛り込むことや、要援護者避難支援関係の条例を制定しその条例に盛り込むこと、要援護者名簿の取扱上の留意点等を示した誓約書や覚書（p161参照）等を作成し要援護者名簿の提供を受ける者と取り交わすことが考えられる。

また、市町村が行政外の関係機関等に提供する情報は、住所や氏名等の基本的な情報にとどめ、要援護者のプライバシーに配慮することが適切である。

なお、要援護者名簿の利用報告を定期的に収集し、要援護者名簿の取扱状況をモニタリングすることも効果的である。

#### (4) 要援護者情報の活用方策の検討

要援護者情報を共有した後は、市町村は、その責任の下に、必要に応じて関係機関等の協力を得ながら、避難支援者、避難所、避難方法等について定めた避難支援プランを策定することとなる。

なお、一人ひとりの避難支援プラン（個別計画）の作成作業にあたって、さらに要援護者本人から詳細な情報を収集する際に、同意が得られない場合もある。この場合、避難支援プランは、災害時のいざという時のためのものであることや、誓約書等により厳重に情報管理されていることなどを粘り強く説明し、引き続き同意を得ることに努めることとするが、その上でも同意が取れない要援護者については、情報提供を拒否している者を登録するシステムを設けて、登録後には当該要援護者情報を行政内部のみで共有することや、提供する行政外の関係機関等を限定するように配慮することが重要である。

また、要援護者本人がその要援護者情報を他人に知られたくない場合は、要援護者情報を保有する行政内部で安否確認、避難支援等の対応を行うことについても考慮する必要がある。

なお、要援護者情報については、要援護者マップの作成や災害時の安否確認等に関する訓練においても有効活用が期待されるが、こうした災害時の避難支援における活用のみならず、災害後の避難所の運営等の対応においても活用できるものであり、このような観点からも要援護者情報の収集・共有とその有効活用の検討が進められるべきである。

社援地発0511第1号

平成24年5月11日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握  
及び適切な支援のための方策等について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、地域で亡くなられた事に近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という大変痛ましい事案が発生しています。

従来、多くの自治体では「孤立死」防止対策の主な支援対象としては、高齢者のみの世帯、高齢あるいは障害単身世帯に重点を置いた施策を実施してきたところです。

しかしながら昨今の孤立死事案を見てみると、世帯内の生計中心者（もしくは介護者）の急逝により、その援助を受けていた方も死に至った事案や、30代、40代の家族が同居しているにもかかわらず、家族全員が死に至っている事案など、上記のような世帯に限らず発生しています。

このような実態を踏まえ、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたっては、次の点に留意し、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進されるようお願いいたします。

なお、本通知については、厚生労働省健康局水道課、資源エネルギー庁、消費者庁と協議済みであることを申し添えます。

1 地域において支援を必要とする者の把握のための関係部局・機関との連絡・連携体制の強化の徹底について

別添1-1～別添1-6のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）をはじめ、

- ・「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害福祉課長通知）
- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関

等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月2日社援地発0302第1号社会・援護局地域福祉課長通知:社会福祉法人全国社会福祉協議会会長宛)

- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月2日雇児育発0302第1号、社援地発0302第2号雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長連名通知:全国民生委員児童委員連合会会長宛)
- ・「地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月8日老振発0308第2号老健局振興課長通知)
- ・「地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月8日老振発0308号第3号老健局振興課長通知:財団法人全国老人クラブ連合会会長宛)  
が発出され、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築、地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約される体制の構築等を依頼しているところであるので参照されたい。

## 2 個人情報の取扱い

福祉部局との連携に際しては、特にライフライン関係事業者の協力が重要となるが、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)との関係から情報提供に躊躇されているのではないかと指摘がある。

このようなことから、今般当職より、個人情報保護法を所管する消費者庁(各事業、分野については各事業所管省庁が担当)、電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁、及び水道事業を所管する健康局水道課等に対して、民間事業者に適用される個人情報保護法においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能とされている(第16条〔利用目的による制限〕、第23条〔第三者提供の制限〕)点について確認を行ったところである。

なお、それぞれの事業を所管する省庁の主務大臣は個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関する助言等を行うことができるとされている。

ライフライン関係事業者への通知については、別添2-1～別添2-3のとおり、水道事業

を所管する健康局水道課から、

「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」(平成24年5月9日健水発0509第1号健康局水道課長通知)が、

電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁から、

「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成24年4月3日経済産業

省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長  
及び長官官房総合政策課企画官（液化石油ガス産業担当）通知）

が発出され、あらためて個人情報取扱事業者である水道・電気・ガス事業者に対して、個人情報保護法第16条（利用目的による制限）及び第23条（第三者提供の制限）は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合はこれらの制限は適用除外となり、あらかじめ本人の同意を得なくてもよいとされていることに留意すること、また、地方公共団体である水道事業者に対しては、条例に上記内容と同様の規定がある場合においてそれに該当するときは、当該規定を適用するよう助言等がなされたところである。

なお、自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更）においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされているので合わせて参考とされたい。（別添2-3「個人情報の適切な共有について」平成24年4月26日付消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡参照）

地方自治体の福祉担当部局におかれては、以上のことを参考とし、事業者や民生委員等から得られる、地域において支援を必要とする者（生活に困窮された方）の情報が着実に必要な支援につながるよう、こうした情報を一元的に受け止め、必要な支援に結びつける体制を構築されるとともに、事業者と福祉関係部局との連携についても特段のご配慮をいただくよう改めてお願いする。

また、今後も、事業者と福祉関係部局との連携について、個別具体的な事例の運用や解釈等について判断に苦慮する場合は相談されたい。

### 3 孤立死対策等に有効な取組みを行っている自治体の事例について

今般、孤立死対策の推進・強化に資するため、孤立死対策等に有効と考えられる取組みを行っている自治体の事例を収集したので情報提供する。

これらの取組みも参考に、孤立死対策の更なる推進・強化について検討されたい。

#### （1）行政による分野横断的・総合的な取組みの例

- ① 北海道南富良野町の「地域包括支援ネットワーク強化推進事業」の主な取組み：別添3-1のとおり
- ② 秋田県湯沢市の「安心生活創造事業」及び「地域包括ケア推進事業」の取組み：別添3-2のとおり
- ③ 埼玉県行田市の「安心生活創造事業」による総合相談体制の整備と市内全自治会での要援護者マップ作り及び孤立死防止のための民間事業者等との地域安心ネットワーク会議開催の取組み：別添3-3のとおり

## (2) 行政とライフライン事業者等との連携の例

- ① 栃木県大田原市の「安心生活創造事業」による水道検針員や郵便配達員、新聞配達員等民間事業者と連携した見守りの取組み：別添 3-4 のとおり
- ② 千葉県市川市と東京電力株式会社京葉支社との連携協定の事例：別添 3-5 のとおり

## (3) 地域住民のコミュニティ・ネットワークも活用した総合的な取組み例

- ① 神奈川県横浜市「安心生活創造事業」公田町団地（UR 賃貸住宅）の見守り活動の取組み：別添 3-6 のとおり
- ② 福岡県北九州市の「いのちをつなぐネットワーク事業」の取組み：別添 3-7 のとおり

## 4 孤立死事案の検証状況について

今般、札幌市、さいたま市、立川市で発生した孤立死の事案に関し、各市町村から検証状況を聴取し、別添 4-1～別添 4-3 のとおりまとめたので参考にされたい。

## 5 地域福祉等推進特別支援事業及び安心生活創造事業の活用について

孤立死防止に有効と考えられる取組みを実施する場合、必要な経費については「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の中の「地域福祉等推進特別支援事業」の対象とすることが可能であり優先的に採択する予定であるので、積極的な活用を検討されたい。

### <取組みの例>

- ・ 支援が必要な方の把握や要支援者マップ等の作成、訪問や電話による安否確認やサロンの設置
- ・ 地域の孤立死を防止するための地域ネットワークシステムの構築等

また、先述の「3」で紹介した自治体の事例のうち「安心生活創造事業」については、平成 24 年度新たに取り組む市町村に対して 2 年間を限度として国庫補助（定額 10/10 相当、原則上限 1,000 万円程度）を行うこととしているので、この事業の活用についても検討されたい。

なお詳細については、平成 24 年 3 月 1 日開催の全国社会・援護局関係主管課長会議資料（社会・援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室）「1 地域福祉の推進について」、及び「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」（平成 24 年 4 月 5 日厚生労働省発社援 0405 第 9 号）及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 24 年 4 月 5 日社援発 0405 第 3 号）を参考にされたい。

(参考)

個人情報保護に関する法律（平成一五年法律第五十七号）抄

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 (略)

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 (略)

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

(報告の徴取)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

社援発 0 2 2 3 第 3 号  
平成 2 4 年 2 月 2 3 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(平成13年3月30日社援保発第27号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)にて通知しているとおり、生活に困窮された方に関する情報が、地方自治体の福祉担当部局の窓口につながるよう、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、生活に困窮された方の把握や必要な支援に努めるようお願いしてきたところである。

今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生している。また、一部の地方自治体においては、関係部局・機関(民生委員を含む)等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられる。

このような実態を踏まえ、生活に困窮された方に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知)に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活に困窮された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、地方自治体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た地方自治体の福祉担当部局は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活に困窮された方に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

今後、事業者と福祉関係部局との連携がより円滑に行われるようにするための方策について、検討することとしているのでご了知されたい。

なお、本通知については、資源エネルギー庁と協議済みであることを念のため申し添える。



障障発0227第1号  
平成24年2月27日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援  
のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について

今般、障害児・者等が孤立した状態で死亡するという大変痛ましい事案が複数発生し、  
については、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との  
連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日付 社援発0223第  
3号 社会・援護局長通知）が発出されたところである。

同通知を踏まえ、障害保健福祉担当部局においても、地域において見守りや相談支援  
等を必要とする障害児・者について、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害  
児・者関係団体、民生委員等と連携の下、把握に努めるとともに、他の福祉担当部局と  
情報を共有する体制を構築されたい。

また、相談支援事業者、障害児・者関係団体、民生委員等と連携し、必要に応じ、訪  
問、電話かけ等を行い、必要な障害福祉サービスの利用に向けた相談支援や安否、健康  
状態の確認などの見守りなど適切な支援を実施されたい。

その際、地域において見守りや相談支援を必要とするか否かの判断に当たっては、家  
族が同居している場合であっても、生活困窮の状況や障害福祉サービスの利用の有無、  
転居の状況等を踏まえた地域社会との関わりの状況などを勘案して、対応されたい。

社援地発0302第1号  
平成24年3月2日

社会福祉法人全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための  
関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した  
状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところ  
です。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の  
把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底に  
ついて」（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局  
長通知）及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び  
適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底につ  
いて」（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局  
障害福祉課長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域  
における情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼している  
ところです。

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、  
社会福祉協議会におかれても、日常的な見守り活動の中で、生活に  
困窮された方の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の  
福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと考  
えています。

つきましては、貴団体においてこれらの通知の趣旨についてご理解  
いただくとともに、管下の団体に対して各市町村等の取り組みに  
ご協力いただくよう周知をお願いいたします。

雇児育発0302第1号  
社援地発0302第2号  
平成24年3月2日

全国民生委員児童委員連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための  
関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した  
状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところです。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握  
のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」  
（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知）  
及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援  
のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」  
（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害福祉課  
長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域に  
おける情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼しているところ  
です。

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、  
民生委員児童委員におかれても、日常的な見守り活動の中で、生活に  
困窮された方の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の  
福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと  
考えています。

つきましては、貴団体においてこれらの通知の趣旨についてご理解  
いただくとともに、管下の団体に対して各市町村等の取り組みにご協力  
いただくよう周知をお願いいたします。

老振発0308第2号  
平成24年3月8日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課長

地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところです。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知）及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼しているところです。

各地域包括支援センターにおきましては、別添の通知の趣旨を踏まえ、孤立のおそれがある高齢者や生活に困窮された高齢者等、支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援へつなぐ等、センターで実施することとされている業務について、適切に実施していただくよう、あらためてお願いするものです。

また、都道府県におかれては、管内の市区町村を通じ、各地域包括支援センターに対して、上記の内容及び別添の通知について周知していただきますようお願いいたします。

なお、岩手県、宮城県、福島県におかれては、地域包括支援センターが仮設住宅における介護等のサポート拠点と連携して、仮設住宅における高齢者等に対する適切な支援を実施できるよう、サポート拠点に対しても別添の通知が周知されるよう、管内の市区町村に対して周知して頂きますようお願いいたします。

老振発0308第3号  
平成24年3月8日

財団法人全国老人クラブ連合会会長 殿

厚生労働省老健局振興課長

地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところです。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知）及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼しているところです。

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、各老人クラブにおかれましても、地域支え合い事業や友愛活動による見守り活動等を通じて、孤立のおそれがある高齢者や生活に困窮された高齢者等の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと考えています。

つきましては、貴団体においてこれらの通知の趣旨についてご理解いただくとともに、管下の団体に対して各市町村等の取り組みにご協力いただくよう周知をお願いいたします。

厚生労働大臣認可水道事業者  
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

### 福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について

今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が新聞等で報道されております。

貴事業におかれましては、これまでも、生活困窮者には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、プライバシー保護に配慮しつつ、福祉部局との連絡・連携体制を構築していただいているものと認識しております（平成12年4月13日水道整備課事務連絡参照）。

一方、福祉部局との連絡・連携体制の構築の際に、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）との関係から福祉部局への情報提供について躊躇されているのではないかと指摘も聞いております。

法第16条（利用目的による制限）及び第23条（第三者提供の制限）で「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は制限の適用外とされていますが、地方公共団体である水道事業者においては、条例に同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。

また、地方公共団体以外の水道事業者においては、上記規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は制限の適用外となり、本人の同意を得なくてもよいことに留意した上で、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

(通知先・発出名は裏面のとおりに)

平成 24 年 4 月 3 日

殿

資源エネルギー庁 部  
課長

### 福祉部局との連携等に係る協力について

今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金等を滞納し供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が新聞等で報道されております。

貴〇〇におかれましては、これまでも、生活困窮者と把握できた場合には、料金未払いによる供給停止に関し柔軟な対応を行うとともに、プライバシー保護に配慮しつつ、福祉部局等との連携を行っていただいているものと認識しております。

一方、福祉部局等との連携の際に、個人情報保護法との関係から福祉部局等への情報提供について躊躇されているのではないかとの指摘も聞いております。

個人情報保護法第 16 条（利用目的による制限）及び同法第 23 条（第三者提供の制限）においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は適用除外となり、本人の同意を得なくともよいとされています。こうしたことに留意した上で、引き続き、福祉部局等との十分な連携等について協力して頂くようお願い申し上げます。

（参考）

「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成 14 年 4 月 23 日付け 課長通知）

【通知先一覧】

(電力関係)	(ガス関係)
北海道電力株式会社	一般社団法人日本ガス協会
東北電力株式会社	一般社団法人日本コミュニティーガス協会
東京電力株式会社	一般社団法人全国LPガス協会
中部電力株式会社	全国農業協同組合連合会
北陸電力株式会社	
関西電力株式会社	
中国電力株式会社	
四国電力株式会社	
九州電力株式会社	
沖縄電力株式会社	

【発出名】

各電力会社	資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力市場整備課長名
一般社団法人日本ガス協会、 一般社団法人日本コミュニティーガス協会	資源エネルギー庁電力・ガス事業部 ガス市場整備課長名
一般社団法人全国LPガス協会、 全国農業協同組合連合会	資源エネルギー庁長官官房総合政策課 企画官（液化石油ガス産業担当）名



事 務 連 絡  
平成 24 年 4 月 26 日

都道府県・政令指定都市  
消費者行政担当課 御中  
個人情報保護法担当課

消費者庁消費者制度課  
個人情報保護推進室

### 個人情報の適切な共有について

平素より個人情報保護施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が複数発生しており、関係省庁から関係機関等の連携体制の強化等を依頼する通知（別紙参照）が発出されております。

個人情報取扱事業者の義務等を定める「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人データの提供が可能とされております（法第 23 条第 1 項第 2 号）。

また、地方自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各地方自治体が定める条例によることとされており、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 20 年 4 月 25 日及び平成 21 年 9 月 1 日一部変更）において、いわゆる「過剰反応」が一部に見られることを踏まえ、条例の適切な解釈・運用が求められております。

この度、以下の資料を配布させていただきますので、各都道府県におかれましては、個人情報適切に共有されるよう御協力いただくとともに、以上の内容を区域内の市区町村へ周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・資料 1：人の生命・身体を保護するために個人情報を提供する際の基本的な考え方
- ・資料 2：関係省庁から発出されている通知

(本件問合せ先)  
消費者庁消費者制度課  
個人情報保護推進室  
辻畑、佐小  
電話：03 - 3507 - 9165  
FAX：03 - 3507 - 9283

## 関係省庁から発出されている通知

### 1 厚生労働省

- 平成 24 年 2 月 23 日付け通知  
社会・援護局長 → 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長  
「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」
- 平成 24 年 2 月 27 日付け通知  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
→ 各都道府県、指定都市、中核市の障害保健福祉主管部（局）長  
「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」
- 平成 24 年 3 月 2 日付け通知  
社会・援護局地域福祉課長 → 社会福祉法人全国社会福祉協議会会長  
雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長  
→ 全国民生委員児童委員連合会会長  
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）」
- 平成 24 年 3 月 8 日付け通知  
老健局振興課長 → 各都道府県介護保険主管部（局）  
「地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）」
- 平成 24 年 3 月 8 日付け通知  
老健局振興課長 → 財団法人全国老人クラブ連合会会長  
「地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）」

### 2 経済産業省

- 平成 24 年 4 月 3 日付け通知  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 → 各電力会社  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課長  
→ 一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本コミュニティーガス協会  
資源エネルギー庁長官官房総合政策課企画官（液化石油ガス産業担当）  
→ 一般社団法人全国 LP ガス協会、全国農業協同組合連合会  
「福祉部局との連携等に係る協力について」

## 人の生命・身体を保護するために個人情報を提供する際の基本的な考え方

### 1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 23 条第 1 項第 2 号）

※ 「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、本人に同意を求めても同意しない場合だけでなく、本人の連絡先が不明又は連絡先の特  
定のための費用が極めて膨大、時間的余裕がない等の場合なども一般的には含まれる。いずれにしても、本号に該当するか否かは個別具体的  
な事例に則して総合的な利益衡量により判断されることになる。（園部逸夫編「個人情報保護法の解説《改訂版》」 124 頁～125 頁参照）

⇒ この場合、個人情報保護法上、人の生命・身体を保護するために、個人情報取扱事業者から情報提供する  
ことは阻害されていない。

### 2 地方自治体からの情報提供について

地方自治体が保有している個人情報の取扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏ま  
え、各地方自治体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の  
生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有するよう努めていただきたい。

平成 24 年 4 月 9 日現在  
南富良野町から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 北海道南富良野町における「地域包括支援ネットワーク強化推進事業」

### の主な取組み

#### 1 南富良野町の概況（平成 24 年 2 月末日現在）

- ・人口 2, 833 人
- ・世帯数 1, 501 世帯
- ・高齢者人口 873 人
- ・高齢化率 30.8%

#### 2 地域コーディネーター推進事業

地域コーディネーター（社会福祉士）を配置。住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるよう、あらゆる情報の収集と発信、関係機関等との支援ネットワークを構築。

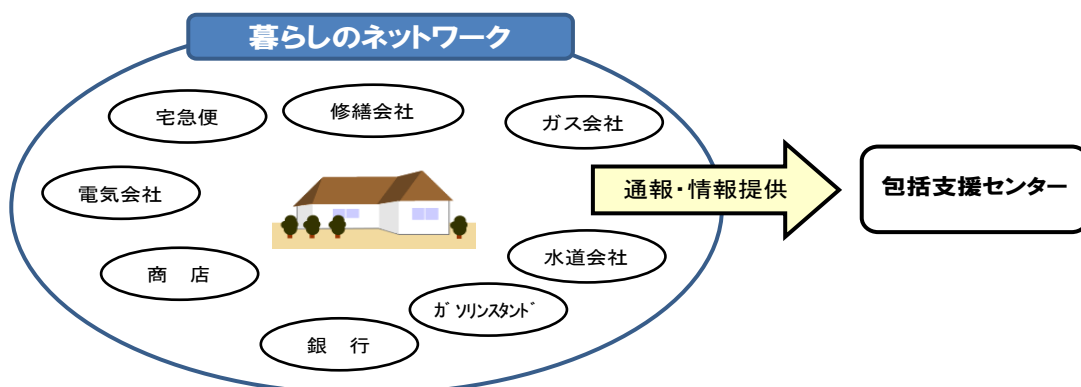
総合相談窓口体制の強化（24 時間対応）、ワンストップ化の取組、地区座談会の開催、地域マップづくりを通して地域の生活課題を共有、解決策を検討する。

#### 3 地域活動ネットワーク構築事業

地域で活動しているボランティアグループや町内会等と定期的に地域支援調整会議を開催し、情報、生活課題の共有、活動目標の確認、役割分担等を明確にする。

### 「暮らしのネットワーク」の立ち上げ

普段から家庭に継続的に関わりのあるガスや電気、水道事業者、新聞販売店などから通報が入る「暮らしの通報」ネットワークを立ち上げ、通報する側と受ける側の連携と信頼関係を築きながら、家庭内における生活状況や料金の支払い状況の変化などをリアルタイムに情報が集まるシステムを確立



#### 4 ぷらっと会社の運営

認知症高齢者や知的障害のある方等が、気の向いたときに“ぷらっと”出てくることが出来る会社（居場所）を設置し、社会の一員としての生き甲斐や張り合いを感じさせ、地域のために特技や趣味を活かせる場を提供

平成 24 年 4 月 10 日現在  
秋田県湯沢市から聴取した  
情報を基に厚生労働省で作成

## 秋田県湯沢市「安心生活創造事業」及び「地域包括ケア推進事業」の取組み

### 秋田県湯沢市の概要

人口：51,588 人、世帯数：18,269 人、高齢者数：16,337 人、高齢化率：31.7%  
旧湯沢市・旧稲川町・旧雄勝町・旧皆瀬村の 1 市 2 町 1 村が、平成 17 年 3 月 22 日に合併。

1. 障害者地域自立支援協議会の考え方を基礎として、地域包括支援ネットワーク協議会を開催。高齢者、障がい者、子育て支援等、包括的に専門職が協議を行う。会議出席者を限定せず、困難事例等について包括的に関係者がケース検討を実施。
2. 「底引き網」方式で要援護者を把握（湯沢市資料より引用）。
  - ・ 定期的な訪問が必要と判断されるが訪問を受け入れない人（巡回訪問対象者と同様）
  - ・ 訪問員等による週 1 回以上の定期的な訪問を希望する人（安心感を得たい、何かのときのためにしっかりしたところにつながってほしい、話し相手ほしい人など）
  - ・ 「契約訪問」は希望しないが訪問員等による定期的な訪問が必要な人で、訪問を受け入れる人（消費者被害の対象になりやすい、身寄りが無く孤立している人など）をもれなく把握（湯沢市資料より引用）。
3. 市内を旧湯沢市 5 ゾーン、旧稲川町、旧雄勝町、旧皆瀬町 1 ゾーンの計 8 ゾーンに分け、各ゾーンにチーフを 1 名ずつ配置。エリアが明確になることにより、対象者把握体制を確立。地域ケア会議を開催。
4. 在宅介護支援センター職員（チーフ）が、担当しているエリアごとに対象者を把握。チーフに対してはチーフ会議を実施、訪問員には生活・介護支援

- サポーター養成研修を実施し（現在 45 名）、対象者把握意識の共有を図る。
5. 要援護者把握は、社協が実施していた災害時要援護者名簿（全市実施）を活用。平時にも活用できるように本人同意を得る。
  6. 民生委員・町内会等を中心とし作成した要支援者マップを通じて、対象者を把握する。
  7. 支援者（隣人、生活・介護支援サポーター、ヘルパー、民生委員等）が対象者への訪問（声かけ）を実施し、情報をチームへ連絡。問題が生じた場合は、ケア会議で解決を図る。
  8. 平成 21 年度から、抜け漏れない対象者把握・支援できる体制づくりを構築するため、市内の社会福祉法人の職員（7 名）からなる有識者会議を設置し、地域福祉について分析・提言を行っている。
  9. 地域の支援体制を構築するため、市民へ事業を PR する地域福祉セミナーを平成 21 年度から年 3 回、計 9 回開催。講師による講演と様々なテーマを設定したパネルディスカッション等を実施。

主なテーマ	パネリスト
①財源確保について	商工会関係者
②地域生活で求められるもの	市内在住の視覚・聴覚障害者、安心生活創造事業チーム
③実践報告&ロールプレイ	安心生活創造事業チーム、生活・介護支援サポーター

平成 24 年 4 月 9 日現在  
行田市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 埼玉県行田市の「安心生活創造事業」による総合相談体制の整備と市内全自治会での要援護者マップ作り及び孤立死防止のための民間事業者等との地域安心ネットワーク会議開催の取組み

### 1 行田市の概況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

- ・人口 86,506 人 ・世帯数 33,526 世帯
- ・高齢者人口 20,142 人 ・高齢化率 23.3%

### 2 事業内容

#### (1) 概要

平成 20 年 4 月からトータルサポート推進事業（ふくし総合窓口の開設、児童・高齢者・障害者虐待包括的防止事業、市民・行政・関係機関の協働による福祉のまちづくり）の取組みを開始。市総合相談窓口の開設を契機に、地域福祉計画策定のため、市、社会福祉協議会、NPO 法人、住民等が連携し、全自治会で要避難者マップを作成する等地域の見守りネットワークの構築や「いきいき・元気サポーター」による買い物支援等を実施。

#### (2) 事業の実施状況

平成 20 年 12 月～ 市内全地区で小学校区単位の「ささえあいミーティング」を実施。住民、自治会、民生委員、老人クラブ等が参加し、見守りネットワークの構築等地域福祉の推進について話し合った。

平成 21 年 10 月～ 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、一人暮らし障害者、障害者のみの世帯等のアンケート調査を実施。

平成 21 年 8 月～22 年 8 月 186 箇所の自治会ごとに「支えあいマップ」を作成。地域内の要支援者、支援提供者等の情報共有を行った。

平成 22 年 1 月～ 「いきいき・元気サポート制度」の開始。

#### (3) 「ふれあい見守り活動」

市、社協、民生委員、自治会、「いきいき・元気サポーター」等がネットワークを構築し、見守りが必要な高齢者や障害者等の日常的な見守りを実施。

#### **(4) 「いきいき・元気サポート制度」**

日常生活支援が必要な高齢者、障害者等に対し、「いきいき・元気サポーター」による見守りや買い物支援等の有償サービス（1時間700円）を提供。

サービスを提供したサポーターには、謝礼として行田商店共通商品券（1時間500円）を提供。市内商店街の活性化の効果も期待されている。

(注) 1 「いきいき・元気サポーター」とは、日常生活支援の知識・実践に関する研修を修了した住民ボランティア。

2 「いきいき・元気サポート制度」の詳細は別紙のとおり。

#### **【いきいき・元気サポート制度実績（平成24年3月末現在）】**

- ・登録サポーター数 216名（男性81名、女性135名）  
（40代以下10名、50代24名、60代125名、70代50名、80代以上7名）
- ・延べ利用者数1,483人  
（男女別内訳：男性610人、女性873人）  
（年代別内訳：40代以下34人、50代41人、60代61人、70代462人、80代885人）
- ・延べ利用時間数1,616時間
- ・支援の内容：買物支援、掃除、ゴミ捨て、話し相手・見守り、外出支援等）

#### **(5) 総合相談体制の充実**

- ・平成20年4月～トータルサポート推進事業（ふくし総合窓口の開設、児童・高齢者・障害者虐待包括的防止事業、市民・行政・関係機関の協働による福祉のまちづくり）
- ・平成24年4月～地域福祉推進幹の配置（コミュニティソーシャルワークの統括、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの総合調整による総合相談支援体制や権利擁護の取り組みの充実。）

#### **(6) 行田市地域安心ネットワーク**

- ・虐待や孤立死を発生させない地域をつくるためには、福祉関係者とライフライン事業者や運送業、商店などとの連絡・連携体制の強化が必要である。
- ・平成24年3月19日、「地域安心ネットワーク会議」を開催。民間主体の活動と行政とが有機的に連携する仕組みについて検討を始めた。会議は今後も継続的に開催し、地域において見守りや相談支援を必要とするよう援護者に関する情報を把握し共有すること、生活に困窮された方の情報を有機的につなぐ方策について検討する。



## いきいき・元気サポート制度概要

### ◆目的

- ・共助の理念に基づき、高齢者や障がい者などの日常生活において支援を必要としている方に対し、サポーターとして登録された市民の方々が必要な援助を提供するサービス。この事業は市と社会福祉協議会が連携するほか市民を主体とした活動団体との連携により、地域の助け合い、支えあいのボランティア活動を推進することも目的として実施している。

### ◆対象者

- ・在宅において支援が必要な高齢者・障がい者・児童など

### ◆サポーター

- ・ボランティア活動に理解及び意欲のある20歳以上の方

### ◆利用金額

- ・30分350円  
※サポーターは謝礼として1時間当たり500円分の商店共通商品券を受け取ることができる仕組み。

### ◆利用内容

- ・掃除、洗濯、買い物、調理、話し相手、電球交換、家の片付け、ゴミ出し、書類の作成、外出の付き添い etc...

### ◆制度の流れ

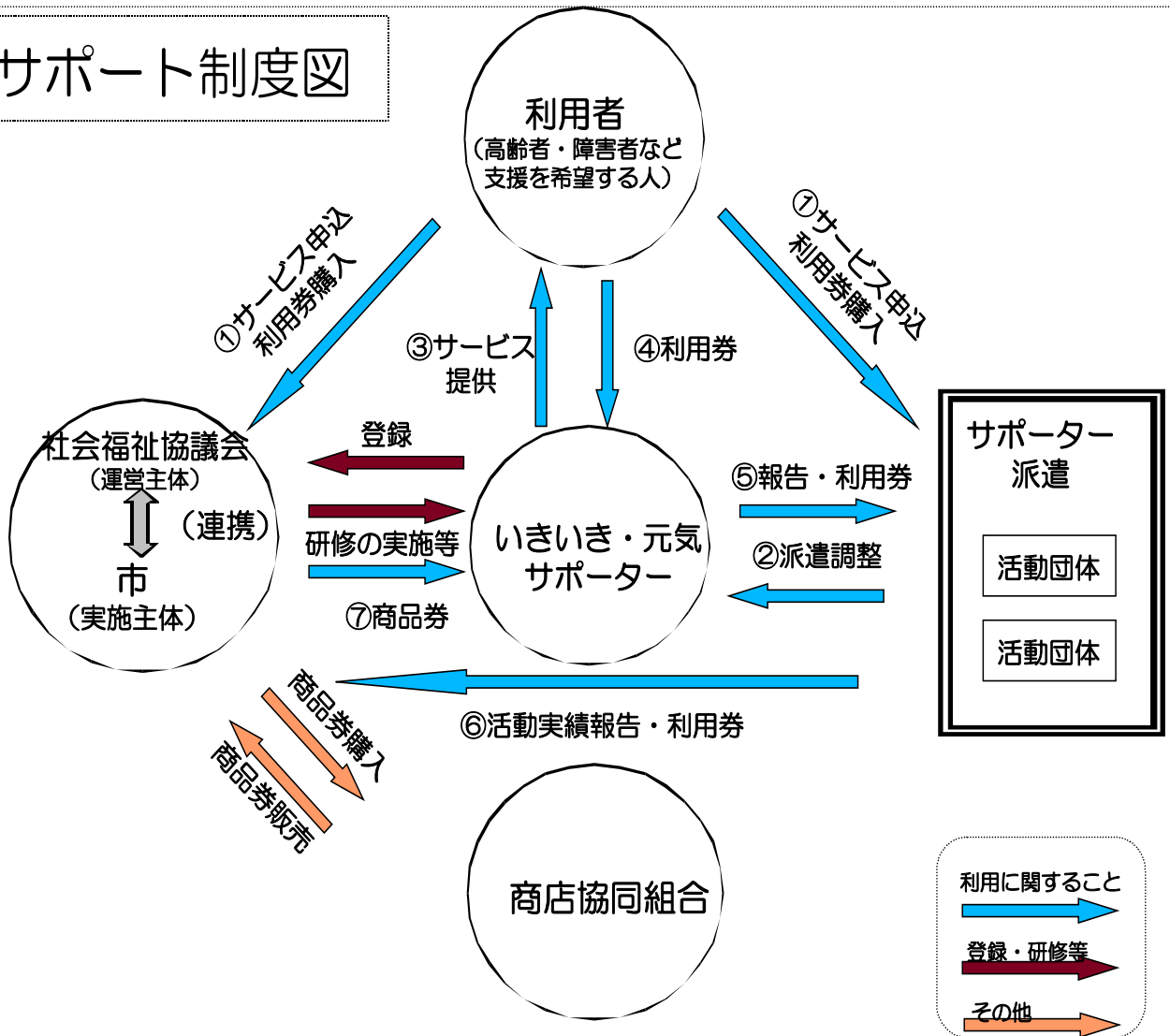
- ・①高齢者や障がい者など支援を希望する人は、社会福祉協議会または活動団体にサービス利用を申し込み、30分あたり350円の利用券を購入いただく。
- ・②活動団体が、希望するサービスの内容に応じて、市に登録されたサポーターの派遣調整を行う。
- ・③・④派遣が決まったサポーターはサービスを提供し、利用者から活動時間に応じた利用券を受け取る。
- ・⑤サービスを提供したサポーターは、活動団体に利用券を添付し実施報告を行う。
- ・⑥活動団体は、月毎にサポーターの実施報告書と利用券を社会福祉協議会に提出する。  
※社会福祉協議会は、実施報告書に基づき、商店協同組合から行田商店共通商品券を（1枚500円）を購入します。
- ・⑦社会福祉協議会は、サポーターに対し活動した謝礼として、1時間当たり500円分の行田商店共通商品券を渡す。  
※行田商店共通商品券を受け取ったサポーターは、市内の商店で買い物ができます。

※350円（30分あたり）×2＝700円

700円－500円＝200円

200円は、社会福祉協議会及び活動団体の事務運営費・活動費の一部に充当。

# サポート制度図



※活動団体は、特定非営利活動法人等の団体で、サポーター活動の派遣調整を行う。

※いきいき・元気サポーターは、活動団体を拠点に活動いただく。

※現在は、特定非営利活動法人さくらメイト及び社会福祉協議会が活動団体。

平成 24 年 4 月 9 日現在  
大田原市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 栃木県大田原市・安心生活創造事業における 水道検診員や郵便配達員、新聞配達員等民間事業者 と連携した見守りの取組み

### 1 大田原市の概況（平成 24 年 3 月 1 日現在）

- ・人口 74,815 人 ・世帯数 27,045 世帯
- ・高齢者人口 16,434 人 ・高齢化率 21.9%

#### （モデル事業実施エリア・黒羽地区の概況）

- ・人口 4,288 人 ・世帯数 1,378 世帯
- ・高齢者人口 1,180 人 ・高齢化率 27.4%
- ・見守り対象者 434 人

### 2 事業内容

#### （1）概要

上記モデル事業実施エリア・黒羽地区において、自治会長や民生委員をはじめとする住民ボランティアなどで構成する「黒羽見守り助け合い隊」や「黒羽見守り助け合い協力機関」を発足させ、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援にプラスして日常生活支援を実施している。

#### （2）具体的な仕組み

- 住民ボランティアの他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、ヤクルト販売員等を活用し、新聞や郵便物がたまっている、日中カーテンが閉まっている、水道使用量が少ない等の異常があれば、事業を受託する市社会福祉協議会に通報（転送電話により 24 時間対応）。
- 通報を受けた市社会福祉協議会は、各見守り助け合い隊長に連絡し、隊長から民生委員、協力訪問員、ご家族等に連絡し、安否確認を行う。

#### （3）事業の主な実施状況

- 平成 21 年 11 月～
  - ・エリア内全世帯調査を行い、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、日中一人暮らし高齢者のマップを作成（自治会長、民生委員、福祉委員、公民館長で共有）
- 平成 22 年 3 月
  - ・「黒羽見守り助け合い隊」及び「黒羽見守り助け合い協力機関」の発足

#### **(4) 事業の成果**

- 地域の見守り活動や助け合い活動の意識の高まり
- 近所づきあいが少なかった高齢者と地域のつながりの復活
- 地区社会福祉協議会活動の活性化
- H22. 23 年間延活動件数 2, 855 件の見守り活動が行われた  
(見守り声かけ安否確認、買い物、ゴミだし、役所通知手続き、小修繕、拒否者の外からの見守りなど)  
(活動例) 見守り助け合い隊長が要援護高齢者宅を訪問し、不在だったため、親族に連絡。所在が判明。など
- 見守り対象者の情報を共有し、異常時の早期発見により生命を取り留めた

#### **(5) 個人情報の取り扱い**

- 要援護者の個人情報は、本人の同意を得て、「黒羽見守り助け合い隊」の構成員が共有。
- 同意しない要援護者の情報も共有する仕組みづくり(個人情報保護条例の解釈・運用等)が課題。

#### **(6) その他(事業成果の普及)**

黒羽地区の取組みは、市内のモデル地区以外の地区における自主的な取組みへと拡がり始めている。

参考： H24 年度 2 地区を加え、現在 5 地区で取り組み活動中

平成 24 年 4 月 19 日現在  
千葉県市川市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 千葉県市川市と東京電力株式会社京葉支社との連携協定の事例

### <概要>

生活困窮者が公共料金等を滞納し、電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されたという大変痛ましい事案が発生していることを踏まえ、市川市と東京電力株式会社京葉支社との間に、電気料金を滞納し電力の供給を停止される生活困窮者に対し、適切な支援を実施できるようにするため、協定書を平成 24 年 4 月 18 日付で締結。

### <協定内容>

- 1 東京電力株式会社京葉支社は、生活困窮者に対し電力の供給を停止する旨の予告をする際は、併せて、市川市による福祉サービスの提供に関する案内書を配布する。
- 2 東京電力株式会社京葉支社は、生活困窮者から快諾を得たときは、市川市に対してその者の生活状況を調査するよう連絡する。
- 3 東京電力株式会社京葉支社は、生活困窮者が市川市に生活状況を調査するよう連絡することを承諾しない場合又は生活困窮者が承諾の意思を表示することができない場合であって、その者の生命を保護するために必要があると認めるときは、市川市に対してその者の生活状況を調査するよう連絡する。
4. その他、生活困窮者の生活状況等からその生命の保護のため緊急を要する事態となっていることが容易に推定できるときは、東京電力株式会社京葉支社は、市川市に対してその者の生活状況を調査するよう連絡する。

平成 24 年 4 月 9 日現在  
横浜市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 神奈川県横浜市「安心生活創造事業」公田町団地 (UR 賃貸住宅) の見守り活動の取組み

### 1 横浜市の概況 (平成 22 年国勢調査)

・人口 3,688,773 人 ・世帯数 1,583,889 世帯  
・高齢者人口 736,216 人 ・高齢化率 20.0%

#### (モデル事業実施エリア・公田町団地の概況)

・人口 1,895 人 ・世帯数 1,100 世帯  
・高齢者人口 680 人 ・高齢化率 35.9%

### 2 事業内容

#### (1) 概要

上記モデル事業実施エリア・公田町団地の自治会・民生委員が中心となり「NPO 法人 お互いさまねっと公田町団地」を設立し、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。自主財源確保にも取り組んでいる。

(公田町団地：昭和 39 年入居開始の UR 団地)

#### (2) 事業の実施状況

平成 20 年 10 月 毎週火曜日に買い物支援のための「あおぞら市」を開始

平成 21 年 9 月 NPO 法人設立

平成 22 年 3 月 住民が集える多目的拠点「お互いさまねっと いこい」開所  
見守りの拠点ともなる「安心センター」を併設

#### (3) 他の関連事業

平成 22 年 7 月から、UR のモデル事業として、団地内 80 戸で試験的に、玄関や風呂、居室などに取り付けた赤外線センサーが人の動きなどを感知する装置を設置。センサーがキャッチした情報を「安心センター」へ無線連絡する仕組みも試行。NPO 法人の担当者が 1 日 2 回その情報を確認し、異常を感じたら安否確認を行っている。効果や課題を検証しながら、UR は段階的に赤外線センサーの設置戸数を増やしている。

#### (4) 事業の成果

- ・状況把握 (定期訪問、行政情報活用、機器活用等) と状況把握後の支援 (サービス利用等の相談支援、日常生活上の困りごとへの具体的なサポート等) を統合させることにより、地域住民に受け入れられる「地域の力を活かした見守り活動」が有効に機能し、「家族による見守り」を代替できている。
- ・事業開始後、「安心センター」へ見守り登録を行っている者 (150 人) については、孤立死は発生していない。

- ・自治会・民生委員以外にも地域住民の理解者が増え、NPO法人の活動への期待が高くなっている。
- ・事業運営の自主財源として、NPO法人正会員や賛助会員の年会費、「いこい」や「あおぞら市」での物販等の収入を充当できている。

#### **(5) 個人情報の取り扱い**

NPO法人やボランティア等が地域で集めた要支援者等の情報を、一定のルール下で、地域包括支援センターや区役所福祉保健センターを含めた関係者で共有し、協力しながら支援を行っている。

平成 24 年 4 月 9 日現在  
北九州市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 福岡県北九州市の「いのちをつなぐネットワーク事業」の取組み

### 1 北九州市の概況（平成 22 年国勢調査）

- ・人口 976,846 人 ・世帯数 420,702 世帯
- ・高齢者人口 244,860 人 ・高齢化率 25.1%

### 2 北九州市いのちをつなぐネットワークとは

いのちをつなぐネットワークとは、住民と行政の力を結集し、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくすることによって、高齢者のみならず、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように、地域全体で見守り、必要なサービスにつなげていくための取組み。

地域福祉ネットワークの充実・強化を図る事業であり、行政の方から地域に出向く「出前主義」を実践し、地域住民による地域福祉活動を支援している。

### 3 「いのちをつなぐネットワーク事業」の推進体制の整備

- ① 平成 20 年 4 月 市役所に「いのちをつなぐネットワーク推進課」を新設し、市レベルの体制を整備。民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターもあわせて所管し、地域福祉分野のとりまとめを行っている。
- ② 平成 20 年 4 月 区役所に「いのちをつなぐネットワーク担当係長」（以下「担当係長」という。）を配置し、区レベルの体制を整備。（7 行政区に総勢 16 名を配置）
- ③ 平成 23 年 4 月 区役所に保健福祉部門の統括として「いのちをつなぐネットワーク係」を新設。高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや保護課をはじめ区役所保健福祉部門との情報共有や連携を推進し、相談支援体制の強化を図っている。

### 4 地域福祉活動への支援

#### ① 地域会合への参加

担当係長は、地域の様々な会合に参加し、行政に対して相談しやすい環境づくりに努め、地域の方と一っしょに地域の課題の解決に向けた話し合いを行っている。

#### ② 個別相談への対応

担当係長は、地域住民から支援を必要とする人の個別相談を受けた場合には、自宅訪問等による迅速な対応を行い、必要な行政サービスや地域の見守りへつないでいる。

### 5 福祉所管局以外の部局との連携

実施者	取組み内容
ふれあい巡回員 (建築都市局)	市営住宅管理人の補完業務のため、一人暮らし高齢者世帯を訪問しており、福祉相談を受けたら、区役所に連絡。



水道料金滞納整理員 (水道局)	訪問時に、生活困窮が心配される方に気づいた場合、区役所に情報提供する。
女性消防団員 (消防局)	一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火・防災指導を行うとともに、簡単な福祉相談を受け、区役所に情報提供する。

## 6 「いのちをつなぐネットワーク推進会議」の開催

地域関係団体、警察・医師会などの関係機関に加え、電気・ガス・郵便、個人への宅配を扱っている企業、NPO・ボランティア団体など様々な民間団体においても、日ごろの業務や活動の中で、「(支援を必要とする人を) 見つける」、そして支援に「つなげる」ことへの協力を呼びかけるため、「いのちをつなぐネットワーク推進会議」を開催。

(第1回) 平成20年 8月19日 参加21団体・企業

(第2回) 平成23年12月 8日 参加26団体・企業

## 7 民間・NPO・ボランティアにおける協力

日ごろの業務や活動の中で、いのちに関わる心配な事態に気づいた場合、区役所の担当部署やいのちをつなぐネットワーク係、消防署、警察署につなぐなど、それぞれの特性に合った協力が行われている。

(具体例)

協力団体	「見つける」の取組みや「つなげる」動き
電気・ガス事業者 郵便・新聞配達事業者	◎検針員・配達員等が、訪問・配達時に何らかの異変に気づいた場合、区役所等に連絡。
(株) ビッグベアーズ フーズサービス	◎気になる人については、配達時に安否を確認し、職員間で確認。
北九州ヤクルト販売 (株)	◎ヤクルトレディの「街の安全・安心サポート隊」を実施。配達時に何らかの異変に気づいた場合、区役所等へ連絡。
北九州市住宅供給公社	◎建築都市局の「ふれあい巡回員」の活動を行い、市営住宅における一人暮らし高齢者の見守りを行っている。
独立行政法人 都市再生機構	◎専任の高齢者相談員が月1回、管理サービス事務等において、団地を巡回し相談を受け、内容に合わせ民生委員や地域包括支援センターと連携している。 ◎小倉南区徳力団地では、専任の「生活支援アドバイザー」が団地内管理サービス事業所に常駐し、高齢者の相談等を受けている。また、希望者には毎週1回安否確認の「あんしんコール」(電話による確認)を行っている。
老いを支える 北九州家族の会	◎ 介護家族の支援として、介護体験者が集まり情報提供や交流会や相談会などを行っている。 ◎ 徘徊により行方不明の認知症高齢者の搜索を支援している。
北九州 NPO 研究交流会	◎ 様々な活動を実施するNPO団体の情報交換やワークショップ、出前講演などを行い、NPO活動を支援している。
認知症・草の根 ネットワーク	◎ 認知症高齢者や家族、近隣者、関係者と交流会や研修会などを開催している。

平成 24 年 4 月 9 日現在  
札幌市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 札幌市の孤立死事案に係る取組状況

### 1 事案の概要

- 平成 24 年 1 月、マンション管理会社から警察に対し、昨年 12 月から連絡がつかない入居者がいる旨の通報があり、入居者 2 人（姉 42 歳、妹 40 歳（知的障害））の死亡を発見。
- ガス平成 23 年 11 月末、電気 24 年 1 月中旬供給停止
- 生活保護相談歴あり

### 2 市の対応策

#### （1）ライフライン関係事業所との連携

電力会社、ガス会社等に対しては、料金の滞納によりライフラインの供給停止を検討する場合は、滞納原因が生活困窮であれば、生活困窮者には区保健福祉部への相談を教示するよう、平成 22 年 8 月に事務レベルで申し入れているが、今回の事案を受けて、改めて公文書での申入れを行う。

#### （2）区保護課における面接時の注意喚起

繰り返し生活保護の相談に来所している世帯については、当該世帯の生活状況の変化に十分注意しながら面接を行うよう、区保護課に対して注意喚起を行う。

#### （3）生活保護相談を受けた世帯についての区保健福祉部内での情報共有

区保護課に生活相談で来所し、生活保護申請には至らなかった世帯でも、障がい者手帳の交付や要介護認定を受けていながら、福祉・介護サービスの利用や医療機関の受診に結びついていないことが相談の中で判明した場合は、区保健福祉課に情報提供を行い、福祉サービス面からの状況の確認に結びつける。

#### （4）知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）への現況調査

療育手帳の交付を受けている方のうち、障がい福祉サービスを受けていない方を対象に、支援者の状況、日常生活の状況、地域への情報提供についての可否等について、緊急に現況調査を行う。

#### (5) 障がい者相談支援事業所と区保健福祉部との情報共有の再確認

障がいのある方に対しては、区保健福祉部と障がい者相談支援事業所が情報交換等により連携をとりながら、個々のニーズに応じた相談支援・サービスが提供されるように努めているが、何らかの支援が必要な障がい者世帯について、障がい者相談支援事業所から区保健福祉部へ情報提供（情報共有）を行うべき事例がないか改めて確認を行う。

#### (6) 要介護者に対する見守り活動

65歳以上の高齢者については、介護保険の要介護認定の有無やサービスの利用状況を記載した名簿を民生委員に交付し、日頃の見守り活動に利用してもらっているが、要介護認定者でサービスを利用していない方や要介護認定を更新しなかった方について、必要に応じて、生活状況等に配慮した見守り活動を行うよう、民生委員に改めて周知する。

#### (7) その他

- 区への総括的な説明を行う。
- (1)に関連し、支援を要する世帯に関する情報が福祉事務所等の担当窓口につながるよう、行政と電気・ガス事業者等のより一層の連携や情報の共有について協議することを目的に「要援護者把握のための連携方策検討会議」を北海道と共催する。
- (4)に関連し、地域における見守り体制のあり方について、民生委員児童委員協議会等の関係団体と調整を行う。

平成 24 年 4 月 9 日現在  
さいたま市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## さいたま市の孤立死事案に係る取組状況

### 1 事案の概要

- さいたま市内で平成 24 年 2 月、餓死が疑われる状態で 3 人（60 歳代男性、60 歳代女性、30 歳代男性）の遺体が発見。
- ガス、電気供給停止
- 住民登録なし

### 2 市の対応策

要支援世帯の早期把握のための対策検討会議を立ち上げ事例検証等を行う。  
同対策会議での対応策に係る主な意見は次のとおり。

#### (1) 住民登録の必要性

住民登録の必要制について理解してもらうとともに、何らかの事情によって住民登録の移動ができない方に対しても、安心して行政に相談出来る体制が整備されることを伝えることが重要であり、その対策を検討する。

#### (2) 水道局、電気・ガス事業者等との連絡・連携

料金未納であることのみをもって生活に困窮する世帯とは限らないが、未納整理業務や水道検診業務などの訪問を通じて、何らかの異常に気づくことが重要である。

なお、把握した異常を市福祉課に円滑に情報提供できるよう、既に、個人情報保護条例に抵触しない対応を協議中である。

#### (3) 地域住民相互のつながり

心配事や困り事を遠慮無く区役所や民生委員に相談いただきたい旨を記載したチラシの作成・配布を検討する。

また、民生委員の役割に加え、相談者や通報者の秘密が保持されることを住民に周知することも重要である。

#### (4) 注意喚起文書の送付

生活に困窮する世帯の把握について注意喚起を促す文書を各区役所窓口、民生委員や地区社会福祉協議会、さらには地域包括支援センターや障害者生活支援センター等へ送付し注意喚起を促す。

#### (5) 住民登録の励行

住民登録は居住関係の証明であるとともに様々な行政事務の基礎となっていることから、リーフレットを作成、全戸配布することで、その必要性を周知する。

平成 24 年 4 月 9 日現在  
立川市から聴取した情報  
を基に厚生労働省で作成

## 立川市の孤立死事案に係る取組状況

### 1 事案の概要

- 立川市内のマンションで平成 24 年 2 月、45 歳母と 4 歳男児（知的障害）の遺体が発見。司法解剖の結果、母の死因はくも膜下出血、男児の死因は特定できない。いずれも死後 1～2 ヶ月程度経過。
- ガスがずっと使われていないことを知ったマンション管理会社から連絡を受けた親族が警視庁立川署に通報し、署員が施錠された室内で死亡している 2 人を発見。

### 2 市の対応策

関係 4 課による検証会議を開催、事例検証等を行う。  
同検証会議の中間報告による主な方策は次のとおり。

#### （1）同様の事例の有無とその対応

障害福祉課において、障害がある乳幼児を抱えるひとり親家庭を検索し、福祉保健や子ども家庭のサービスにつながっていない家庭を確認したところ、該当家庭は 1 世帯。早速電話等により近況を聴取、提供可能なサービスを案内した。

#### （2）緊急連絡先の把握

障害福祉課の窓口等において、ひとり親家庭の場合に、所定の様式を定め、緊急連絡先を可能な限り多く記入していただくよう改めた。

#### （3）一歩踏み込んだ対応

ひとり親家庭で障害児を抱える家庭に対し、窓口などの様々な場面において、現状等の聴き取りや情報の共有化、万一の場合の対処など、一歩踏み込んだ対応を進める。

#### （4）「同様の事例の有無とその対応」の継続

当面、障害福祉課において行った点検を定期的に継続するとともに、万一の場合には、関係課と市民生活部生活安全課が連携して対処する。

中長期的に継続する点検や対処のための体制は、その対象の範囲や情報の収集・共有、対処連携のあり方について、専門家や当事者の意見を聴きつつ、検討を進める。

#### **(5) 情報の共有化と継続的な点検、緊急事態対処のための体制づくり**

情報の共有を進め、継続的な点検や緊急事態に対処するための体制を確立するため、対象の範囲やそれを決定するプロセス、情報の種類や収集・共有の方法、セキュリティ対策、持続可能な点検方法、対処のための体制や連携のあり方などについて、専門家や当事者の意見を十分に聴き、スケジュールを定めて検討する。

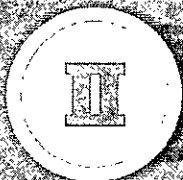
(平成 24 年 12 月総合的な子育て支援拠点を開設予定)

#### **(6) 地域の見守りシステムの再構築**

子ども支援ネットワークや地域包括センター、民生・児童委員制度などの子どもや高齢者、障害者を見守る既存の仕組みを見直すとともに、安否確認メールや外部（電気、ガス、水道、新聞・飲料配達）からの情報提供などの新たな取り組みも視野に入れ、総合的な地域見守りシステムを検討する。

#### **(7) 立川児童相談所や東京都児童福祉審議会の検証結果の反映**

今後行われる立川児童相談所における死亡事例等検証会議や東京都児童福祉審議会における児童虐待死亡事例等検証部会が行う検証作業に協力し、その検証結果を今後の方策に可能な限り反映させる。



# いわゆる「過剰反応」の 典型例

個人情報であれば何でも「保護」だと

## 誤解

法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう

### いわゆる「過剰反応」が 一部に見られます

何でも保護は  
誤解です!



個人情報保護法は、  
「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」の  
バランスを図るものです。

個人の  
権利利益の  
保護

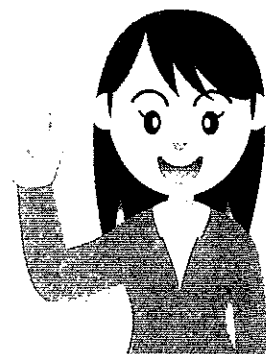
保護

個人情報の  
有用性

活用

## 個人情報

法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、  
上手に活用することが大切です。



… Case 1 …



## 学校・自治会における緊急連絡網などの作成・配布

### 【学校】

個人情報取扱事業者は、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく各種名簿を作成すること自体は可能です。ただし、これを配布するときに本人の同意が必要になります。

### 【私立学校】

個人情報取扱事業者である私立学校の場合には、適切に本人や保護者から同意を得ることで、従来どおり緊急連絡網などを配布できます。

なお、公立学校の場合には、各自治体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用してください。

### 【参考となる指針(私立学校関係)】

- 「学校における生徒等に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための事業者が講ずべき措置に関する指針(平成18年2月文部科学省)解説」

### 【自治会】

自治会・町内会のうち、5,000人を超える組織はほとんどありません。  
(5,000人を超える個人情報を取り扱う自治会・町内会は少ない。)  
→法の義務規定の対象となる「個人情報取扱事業者」にならないことがほとんどと考えられます。



… Case 2 …



## 災害時要援護者リストの共有

各自治体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用すれば、関係者(福祉部局、防災部局、自主防災組織、民生委員など)間で要援護者情報の共有は可能です。

守秘義務等のない者に対する個人情報の提供の際は、提供先において個人情報が適切に取り扱われるよう「誓約書」の提出を提供先に求めるなどの担保措置を講ずることも重要と考えられます。

### 【参考となる通知等】

- 「個人情報の適切な共有について(平成19年8月内閣府・総務省)」
- 「災害時要援護者情報の避難支援ガイドライン(平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会)」
- 「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」







## 民生委員・児童委員の活動のための情報提供

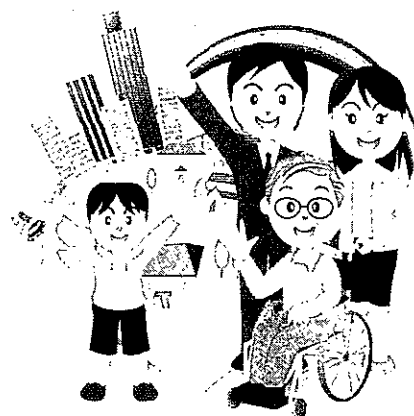
民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

### 【参考となる通知等】

- 「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- 「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- 「社会・援護局関係主管課長会議(平成18年2月28日開催)資料」



## 法令に基づく個人データの提供

法令に基づく場合であれば、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができます(法23条1項1号)。

### 【例】

- 警察などからの(捜査に必要な事項の)報告の求めに応じる場合(刑事訴訟法197条2項)
- 弁護士会からの報告の求めに応じる場合(弁護士法23条の2 第2項)
- 統計調査への協力(統計法30条)
- 児童虐待に係わる通告(児童虐待の防止等に関する法律6条1項)

□□□文書

